

平成 25 (2013) 年度
女子美術大学
自己点検・評価報告書



学校法人

女子美術大学

目 次

目次	1
序章	2
第1章 理念・目的	6
第2章 教育研究組織	13
第3章 教員・教員組織	18
第4章 学生支援	27
第5章 社会連携・社会貢献	34
終章	45

序 章

1. 女子美術大学における自己点検・評価の取り組み

本報告書は、女子美術大学の第九次自己点検・評価（平成 25 年～同 26 年）のうち、平成 26 年 3 月までの活動を取りまとめたものである。平成 27 年度に予定している公益財団法人大学基準協会による大学評価を見据えて、その構成は同協会が定める「点検・評価報告書」の作成要領に準拠している。今回は、10 の「大学基準」のうち、「理念・目的」、「教育研究組織」、「教員・教員組織」、「学生支援」及び「社会連携・社会貢献」の 5 つの基準について点検・評価を実施した。

本学における自己点検・評価の取り組みは、平成 5 年の大学学則及び大学院学則一部改正（自己点検・評価を行う旨の条文の追加）と自己評価委員会の発足が起点となっている。自己評価委員会は、「大学・短期大学の教育研究水準の向上を図り、本法人の目的と使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営に関して評価を行うこと」を目的とする。自己評価委員会規程は、同委員会の下に、自己点検を実施して同委員会へ報告及び改善案の提言を行う自己点検委員会を置くことを定めており、よって、活動体制は両委員会で構成される。

この体制を整備した後、第一次自己点検・評価（平成 5 年～同 7 年）をはじめに、第二次（平成 7 年～同 9 年）、第三次（平成 9 年～同 11 年）、第四次（平成 13 年～同 15 年）、第五次（平成 16 年～平成 20 年）、第七次（平成 23 年～同 24 年）まで継続的に実施している。なお、第六次と第八次は、短期大学部のみを対象に実施した。

第五次以降の活動体制では、両委員会の委員が重複しないようにして、自己点検・評価の客観性と妥当性を高める一定の配慮を行っている。それぞれの活動は、都度、「自己点検・評価報告書」としてまとめ、理事会へ答申し、公表している。このように、自己点検・評価を恒常的に行うための制度・サイクルを構築し、適切に運用している。

2. 本学における課題の改善・改革の取り組み

本学は、明治 33（1900）年、女性に門戸を開く美術の専門教育機関がほとんどなかった時代に、「芸術による女性の自立」、「女性の社会的地位の向上」、「専門の技術家・美術教師の養成」を建学の精神として創立した。それから 113 年を経た現在、本学の社会的使命は、その精神の具現化を通じて、21 世紀社会に必要とされる「美・技・知」を先導的に創出し、応用・発展させるとともに、それを基盤にして、社会に求められる有用な人材を輩出することである。また、地域市民・企業・団体・自治体等の様々な社会の構成員からの要請に応えることも、今日的に重要な責務といえる。

このような社会からの期待に応えるために、本学では長年にわたって自律的に自らの視点で課題をとらえ、すべての教職員がそれらを共有し、その改善や改革を目指す取り組みを進めてきた。これを実効的に可視化する有力な手段の一つが自己点検・評価活動であり、教育、研究、社会貢献、大学運営の各分野の質保証に大きく寄与している。

平成 13 年から開始した第四次自己点検・評価以降、点検・評価で明確になった課題に対して担当部署や委員会などを定め、教授会などを通じて各委員会や事務部署にフィードバックして、改善実行を図るというシステムを構築している。特に重点課題については、中期事業計画や単年度事業計画に盛り込み、その事業計画の進捗状況管理表を作成して、常時現状を把握している。この管理表は、半期ごとに理事会・教授会で確認を行い、今後取り組むべき「次の」課題も明らかにしながら事業を推進している。具体的には、第五次（平成 16 年～平成 20 年）及び第七次（平成 23 年～同 24 年）自己点検・評価において指摘された課題は 127 件あり、これらの解消を目指して課題ごとに改善・改革方策を設定している。平成 25 年 3 月現在での取り組み状況は、方策の実行により解消し、又は一定の改善・改革成果が認められる課題が 78 件、計画のもと継続して取り組んでいる課題が 28 件、取り組みの進行が遅延している課題が 10 件、未着手の課題が 11 件となっており、いわゆる「改善・改革着手率」は 91%に上る。

この事業推進体制及び実績は、自己点検・評価に基づく P D C A サイクルが有効に機能していることの証左であり、「質の向上」と「質の保証」の両立を支えている。

3. 本学の「大学評価」への取り組み

本学は、平成 20 年度に財団法人（現公益財団法人）大学基準協会による大学評価を受けた。評価の結果、「適合」と判定され、同時に、6 件の「助言」を受けた。本学ではこれらを真摯に受け止め、改善・解消に向けた方策に取り組んだ。各助言の内容と評価後の改善状況の概要は、次のとおりである。

助言 1

基準項目：

教育内容・方法

指摘事項：

学部では 2 年次以降の上限単位を 50 単位に設定しているが、単位制度の趣旨に照らして改善が望ましい。

評価後の改善状況：

平成 22 年度から、1 年間に履修登録できる単位の上限を、1 年次 42 単位、2～4 年次 49 単位（資格科目及び学部共通科目 E 群「キャリア形成 A」（1 年次のみ。2～4 年次は履修上限単位に含む）「サービスマーケティング」「インターンシップ A～D」「国際留学プログラム」は除く）に変更した。

助言 2

基準項目：

教育内容・方法

指摘事項：

美術研究科の授業概要の記載には科目によって記載内容の精粗や各項目についての説明不足が見られる。特に成績評価基準についても到達目標やカリキュラム・ポリシー

などとの関係において、より大学院学生が理解しやすい表記に改めるのが望ましい。

評価後の改善状況：

平成 21 年度にFD研修においてシラバスの内容について見直しを行い、記載内容の充実を図った。これにより、平成 22 年度から、全授業科目に「到達目標」「授業以外の学習方法」の項目を追加した。また、「評価方法」については、例えば「筆記試験 70%」「レポート 30%」のように、評価する事項とその評価の割合を記載するように改善した。また、平成 22 年度にカリキュラム・ポリシーを明示し、ホームページで公開するとともに、『履修の手引』に掲載し学生への周知を行っている。

助言 3

基準項目：

教育内容・方法

指摘事項：

芸術分野においては、学位授与水準を明示することは困難な課題であるとはいえ、修士・博士後期課程における学位授与基準を具体的に明示する必要がある。

評価後の改善状況：

平成 21 年度に具体的な学位授与基準を明示したディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページで公開するとともに、『履修の手引』に掲載し学生への周知を行っている。

助言 4

基準項目：

研究環境

指摘事項：

研修制度は整備されているが、活用する教員が少なく制度が十分に生かされていないので、研修機会を保障するための環境作りが必要である。

評価後の改善状況：

専任教員の一定以上の教育負担を軽減して、研修機会を拡大するため、授業担当標準時間数の基準を見直した。新基準を超える担当時間数を持つ教員については、超える担当授業を原則として非常勤講師へ振り分けて、担当時間数の平準化を図った。

研修・研究助成制度の利用促進については、教務部長が、毎年 7 月に開催する教授会で申請の期日及び手続き等について案内を行い、さらに 9 月に開催する教授会で再度、申請準備等について周知を図っている。研修制度の利用状況は、平成 20 年度と平成 21 年度に海外研究員として学科系教員、実技系教員を各 1 名派遣した。それ以降は応募者がいない状況であるが、今後も引き続き、研修制度の利用促進のための環境整備に努める。研究助成制度の利用状況は、平成 20 年度から同 24 年度までの間で、「個人特定研究助成」が 12 件、「共同研究助成」が 3 件、「出版助成」が 5 件となっている。研修制度とあわせて利用促進を図っている。

あわせて、「教員任用の基本方針」「教員任用方法」及び「教員任用年度指針」に基づき、積極的に若手の採用を進めている。若手教員のほうが研修制度を利用しやすいと考えられ、人材育成並びに利用促進の一環として、毎年 4 月に新任者を対象に行っている

FD・SD研修において、教務部長が「女子美研究支援マップ」をもとに、研修制度、研究助成等について説明を行っている。

助言 5

基準項目：

教員組織

指摘事項：

学部専任教員の年齢構成において、51歳～60歳が50.6%、40歳以下が3.8%と偏りがあるので、改善が望まれる。

評価後の改善状況：

平成17年度から、大学全体として整合性のある教員組織の構築を図ることを目的に、毎年、「教員任用の基本方針」、この下に「教員任用方法」を設けている。これに基づき「教員任用年度指針」を定め、年齢構成、女性比率、出身校の偏在を避けることについて留意しつつ、研究と教育のバランスを考慮した人材の任用を図ることを明示し、積極的に若手の採用を進めている。平成19年度と平成24年度を比較すると、35歳以下では0人が1人へ、36～40歳では3人が3人へ、41～45歳では6人が9人となった。今後も、「教員任用年度指針」等により採用方針を明確にすることで、年齢構成のバランスに配慮した任用を促進する。

助言 6

基準項目：

管理運営

指摘事項：

学長の権限内容について規定されていないので、改善が望まれる。

評価後の改善状況：

平成23年度に教授会の議を経て、学長選考規程を改正し、第10条に職務を明記した。

以上の内容を平成24年7月に、「改善報告書」として大学基準協会へ提出した（本章では一部原文を編集）。平成25年3月に同協会から受領した「改善報告書検討結果」では、今後の改善経過について再度報告を求める事項はないとする回答を得た。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

理念・目的の明確化

実績や資源からみた理念・目的の適切性

個性化への対応

〈1〉大学全体

本学の創立は、明治 33 (1900) 年に横井玉子、藤田文蔵ら 4 名の連名をもって設立された私立女子美術学校に遡る。その当時、美術の専門教育機関のほとんどは、女性には門戸を開いていなかった。その校則は、学校の目的を、「女子ノ美術的技能ヲ發揮セシメ専門ノ技術家及教員タルベキ者ヲ養成スル」こととしている。そこには、女性が職業を持つことで自立し、社会的な地位の向上を目指すという理念を、芸術教育により実現しようとする創立者たちの意思が読み取れる。したがって、大学の理念である建学の精神は、①芸術による女性の自立、②女性の社会的地位の向上、③専門の技術家・美術教師の養成、の 3 項目に集約される (資料 1-1 p.174)。

大学学則は、大学の目的を、「芸術に関する最高の理論及び技術を教授研究し、教養高く芸術的創造力の豊かな女性を育成すること」と規定している (資料 1-2 第 1 条)。これは、教育基本法第 7 条及び学校教育法第 83 条の趣旨に沿っている。第五章で示す大学の社会連携に関する方針に基づく社会発展への寄与を考慮すれば、大学の目的は、両法を遵守し、求める要件を満たしていると判断できる。

〈2〉芸術学部

芸術学部の教育理念は、①時代を超えて美を追求する個性豊かな専門家を育成する、②芸術との感動的出会いの積み重ねを通して、創造の喜びを培い、広い視野と柔軟な思考・行動能力の獲得をはかる、③社会を読む眼を育て、時代の流れを先取りする芸術的感性を養う、の 3 点である (資料 1-3 p.3)。

①美術学科

大学学則は、美術学科の目的を、「平面表現、立体表現の制作技術の鍛錬、作品コンセプトの熟成、芸術理論による表象的意味の理解を通して、社会に対する深い洞察に基づいた創造的活動を持続的に行える人材の養成」と明示している。また、教育目標を、「過去、現在、未来にわたる、広範な芸術的制作、芸術的理論の探求に基づき、芸術表現およびその研究を練磨すること」と規定している (資料 1-2 第 2 条の 2)。この他、専攻別にその特色に沿った教育目標が定められている (資料 1-4)。

②デザイン・工芸学科

大学学則は、デザイン・工芸学科の目的を、「幅広い視野・技術・感性を実体験を通して養い、柔軟な思考に基づき時代に即応し活躍できる人材の養成」と明示している。また、教育目標を、「人と人とのコミュニケーション・人とモノの関わり・人と環境のあるべき姿の考察及び独創的な創作活動の実践」と規定している（資料 1-2 第 2 条の 2）。この他、専攻別にその特色に沿った教育目標が定められている（資料 1-4）。

③アート・デザイン表現学科

大学学則は、アート・デザイン表現学科の目的を、「ヒューマニティーの視点からアートとデザインを捉え、時代の変化に柔軟に対応できる深い知識と斬新な感性を持ち、コミュニケーション能力に長け、国際社会の幅広い分野で創造的に活躍できる人材の養成を目的とする」と明示している。また、教育目標を、「アートとデザインの領域を横断、融合して、クリエイティブな発想力と独創的な表現力を培うこと」と規定している（資料 1-2 第 2 条の 2）。この他、領域別にその特色に沿った教育目標が定められている（資料 1-4）。

〈3〉美術研究科

修士課程の教育理念は、①芸術の新しい動向に対応し得る、確かな原理を体得した専門家・作家・研究者の育成、②芸術研究の新分野の開拓、③新しい視点からの創作研究、の 3 点である。一方、博士後期課程の教育理念は、①作品制作と理論との融合による新たな制作者・教育者の養成、②社会において直ちに指導的役割を果たし得る高度な専門知識・技術をもつ人材の養成、③幅広くかつ堅実な方法論をもつ造形理論研究者の養成、の 3 点である（資料 1-5 p. 2）。

大学院学則は、修士課程の目的を、「広い視野に立って精深な学識と技術を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。このことにより、芸術の新しい動向に対応し得る、確かな原理を体得した専門家、作家、研究者及び教育者を養成する」と規定している。同様に、博士後期課程の目的を、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。このことにより、幅広くかつ堅実な方法論をもつ造形理論研究者、作品制作と理論との融合による新たな制作者・教育者及び社会において直ちに指導的役割を果たし得る高度な専門知識・技術を持つ人材を養成する」と明示している（資料 1-6 第 4 条）。これらは、学校教育法第 99 条、大学院設置基準第 3 条、同第 4 条の趣旨に沿っている。研究科の目的は、同法及び同基準を遵守し、求める要件を満たしていると判断できる。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。

構成員に対する周知方法と有効性
社会への公表方法

〈1〉大学全体

建学の精神は、①『大学案内』（大学院の概要を含む。以下同じ）（資料 1-1 p. 174）、②『大学院案内』（資料 1-5 p. 2）、③毎年全教職員と学生へ配布する情報手帳「女子美手帖」（資料 1-3 p. 3）、④芸術学部『履修の手引』（資料 1-7 p. 3）、⑤美術研究科『履修の手引』（資料 1-8 p. 3）、⑥大学ホームページ（資料 1-9）の6つの媒体に掲載されている。建学の精神に基づく人材養成は、卒業生の社会での活躍ぶりを通して人々に認知されるので、これを①『大学案内』（資料 1-1 p. 160-169）、②大学ホームページ（資料 1-9）、③大学発行の広報誌『女子美』（資料 1-10）の3つの媒体で紹介している。

毎年創立記念日に合わせて開催する創立記念祭と創立者墓前参りの様子を大学ホームページと大学公式フェイスブック上で発信している（資料 1-9）（資料 1-11）。一部の教員と学生は、この時期以外でも定期的に創立者墓前参りを行っている。

大学関係者の作品展覧会は、建学の精神「芸術による女性の自立」を目指す教育研究活動の成果を社会へ伝える機能を果たしている。大学付属組織の女子美術大学美術館が運営する女子美アートミュージアム（相模原キャンパス）と女子美ガレリアニケ（杉並キャンパス）では、学生、卒業生、教員の作品企画展を随時開催しており、広く学外者に公開している（資料 1-12）。毎年学外施設で開催する「女子美スタイル」展は、学生の卒業制作選抜展で、卒業する若手作家を紹介する場である（資料 1-13）。銀座 gallery 女子美（東京都中央区。平成 20 年 7 月開廊、平成 24 年 3 月閉廊）も、同様に、学生、卒業生、教員の作品展示の場であった。

平成 24 年度に杉並キャンパスに歴史資料展示室を設置した（資料 1-14）。その目的は、大学がたどった歴史や特色を概観できる大学歴史資料の常設展示により、大学構成員と学外者の大学に対する理解を深めることである。展示品を固定せず、年 3 回程度企画展の形態で展示替えし、その都度広報チラシとポスターを作成して関係者へ配布し、又は掲示している（資料 1-15）。この他、杉並キャンパスに創立者像、相模原キャンパスに創立者像と建学の精神を紹介する碑があり、大学構成員と学外者が大学の起源を容易に理解できるようにしている。

平成 24 年度に創立者横井・佐藤記念特別奨学金を創設した。これは、創立者横井玉子と創立直後の財政的経営危機からの再建に尽力した佐藤志津を顕彰し、建学の精神に基づく学生の人材育成と勉学の奨励を目的とする。毎年美術研究科の 3 人、芸術学部の 6 人を成績優秀者として選抜し、給付型奨学金（1 人につき年額 50 万円）を授与する（資料 1-16）。

〈2〉芸術学部

芸術学部の教育理念は、①「女子美手帖」（資料 1-3 p. 3）、②大学ホームページ（資料 1-9）の2つの媒体に掲載されている。また毎年、年度始めのオリエンテーションでも学生に周知している。1 年次前期の必修科目「基礎学習ゼミ」は、授業内容に建学の精神や大学の歴史を含み、自校教育の役割を持つ（資料 1-17）。美術学科美術教育専攻のパンフレットでは、建学の精神「美術教師の養成」に沿って本専攻が開設されたことを紹介している（資料 1-18）。

〈3〉美術研究科

美術研究科の教育理念は、①『大学院案内』（資料 1-5 p. 2）、②「女子美手帖」（資料 1-3 p. 3）、③美術研究科『履修の手引』（資料 1-8 p. 3）、④大学ホームページ（資料 1-9）の4つの媒体に掲載されている。また毎年、年度始めのオリエンテーションでも学生に周知している。

(3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

概ね3、4年周期の中期事業方針とそれに対応する中期事業計画の策定過程で、大学運営にまつわる大方針の制定や既定事項の検証をしている。大学の理念・目的の適切性について、現中期事業計画（平成24年度から平成27年度まで）策定時に理事会が検証した。

従前から、建学の精神は、近年の大学への社会的要請の変化に対応していないのではなにかとの指摘があった。なぜなら、創立時と現代ではその社会的な状況が異なるからである。つまり、建学の精神が大学構成員の間で将来に向けて正しく理解され、かつ、社会の共感を得るため、その現代的な解釈（以下「解釈」という。）を明示し、分かりやすいものにする必要があった。これを受けて、平成24年3月に、理事会は、次のとおり「解釈」を明示することを決定した。

建学の精神の現代的な意義として、美術・デザイン教育で培われる能力は人間の持つ力の基本であるとともに、今日の社会において美術・デザインは地球規模の問題を解決する可能性を持つことが挙げられる。また山積する困難な社会的課題の解決やバランスの取れた社会発展のため、女性の感性を社会で活かすことがますます重要となっている。本学園では教育と研究を通して、美術・デザインの力と女性の感性を合わせ新たな価値を生み出し、より良い社会の創造に貢献する。

同時に、建学の精神とその「解釈」を補完するものとして、学園のビジョン「美を追求し命を尊ぶ心豊かな社会を創造する」を制定した。これは、美術・デザインの教育研究を通して生命や環境を重んじた平和で人間性豊かな文化的な社会の創造を先導できる人材を育成するとともに、学園自らもこのような社会の創造を目指し、貢献することを指している。

さらに、学校教育法第109条に定める自己点検・評価と認証評価に係る活動の中でも、理念・目的を検証している。

〈2〉芸術学部

前述の理事会は、建学の精神の「解釈」に基づいて芸術学部の教育理念を再確認し、その上で学部での教育研究施策を展開することを併せて決定した。これは、中期事業計画と平成24年度事業計画に明記され、教授会にも報告され、全学的に認知されている。理事会は、中期事業計画を踏まえて単年度事業計画を決定するので、芸術学部の目的と教育理念は、毎年の単年度事業計画の策定過程で検証される。

〈3〉美術研究科

前述の理事会は、建学の精神の「解釈」に基づいて美術研究科の教育理念を再確認し、その上で研究科での教育研究施策を展開することを併せて決定した。これは、中期事業計画と平成 24 年度事業計画に明記され、研究科委員会にも報告され、全学的に認知されている。理事会は、中期事業計画を踏まえて単年度事業計画を決定するので、美術研究科の目的と教育理念は、毎年の単年度事業計画の策定過程で検証される。

2. 点検・評価

公益財団法人大学基準協会が定める「大学基準」における基準1(理念・目的)の充足状況

大学・学部・研究科の理念・目的は設定され、明示されている。これらは、適切な方法で大学構成員に周知され、社会に公表されている。また、大学は、これらを定期的に検証している。以上から、大学基準を充足している。

効果が上がっている事項

大学は、日本における私立の美術大学の中で最も長い歴史を有し、卒業生数は3万人を数える(併設短期大学部を除く)。文化勲章受章者2人、文化功労者4人を含む多くの造形作家、教育者・研究者及び美術・デザインに関わる職業人を輩出し、我が国の文化・芸術の発展に貢献してきた。最近では、芸術学部4年次の学生が、2020年オリンピック・パラリンピック大会の東京招致ロゴマークを制作し、公募コンペで採用された。

文部科学省のGP(「優れた取組」、Good Practice)選定事業では、平成20年度から平成24年度までの5年間で、大学単独の取組5件、本学を含む18大学での共同取組1件の計6件が採択された(資料1-19)。

建学の精神に沿った教育改革は、比類のない特色がある。日本で唯一刺繍を専門分野にできる学部課程として、芸術学部デザイン・工芸学科工芸専攻がある。学生は、1年次で基礎技法の一部を修得した後、2年次にテキスタイルコース、3年次以降は刺繍分野に所属し、専門性を高める。刺繍教育は、創立時から続く本学園の伝統の一つである。昭和25年度以降は併設短期大学部に置かれてきたが、平成22年度に発展的に大学へ移管された。これに先行して、美術研究科修士課程にも同じ分野が設置されている。

芸術学部アート・デザイン表現学科のヒーリング表現領域は、「ヒーリング(癒し)」をアートとデザインの両面から考察する日本で唯一の学部課程であり、世界的に見ても稀有である。大学は、これを女性の特性を活かした美術として位置づけ、平成22年度から学生を受け入れている。これに先行して、美術研究科修士課程、同博士後期課程にも同じ分野が設置されている。学生は、医療機関や介護福祉施設などの空間で作品を展示したり実際に壁面絵画を施したりして、多様なヒーリングを「かたち」にして実績を重ねている(資料1-20)。

平成24年度開設の芸術学部美術学科美術教育専攻は、建学の精神「美術教師の養成」を高い水準で具現化している。一般的に美術科教員は、大学在学時の所属専門分野を得意として教科指導にあたることが多いが、本専攻は、絵画、彫刻、工芸、デザインの各分野を幅広く実践的に指導でき、かつ、美術教育理論を備えた教師を輩出する。これに先行し

て、美術研究科修士課程にも同じ分野が設置されている。

美術研究科の個性的な教育研究という点では、修士課程と博士後期課程の色彩学領域は、日本の大学院において「色彩学」を冠しているただ一つの教育課程である。色彩の心理学的側面と物理・光学的側面の両面からアプローチする分野で、これらの特徴から、外国人留学生の在学比率が高い（資料 1-21）。

建学の精神「美術教師の養成」に則った活動として、美術教育セミナーがある。これは、小学校の図画工作担当教員、中学・高校の美術科教員及び美術教育関係者が美術教育を幅広い視点から捉えて議論を交わす場として毎年開催され、安定した参加者がいる。平成 25 年度で 14 回目を迎えた（資料 1-22）。

平成 24 年度に発足した女子美術大学美術教育研究会は、学生のキャリア形成の促進を意図し、建学の精神「芸術による女性の自立」の達成に有意である。卒業生で会の目的に賛同する方を正会員、美術教育を志す学生を学生会員、そのほか賛助会員で構成され、学生は卒業生から美術教育の実践的な情報を得たり、共同で教育方法や授業題材を研究したりする。本会は大学内組織ではないが、大学は、本会を建学の精神と教育理念の実践における「連携パートナー」と位置づけている。発足から 2 年目の萌芽期であるため、大学は財政面を中心にその運営を支えている。

この他、同様の意図の下、同年度に学生デザインルームを立ち上げた。これは大学内に設けた活動体で、学生が学内外のチラシ、ポスター、冊子類のデザイン業務を有償で請け負って、アートディレクター役を務める卒業生の指導と助言のもと、実務経験を積む（資料 1-23）。

改善すべき事項

平成 25 年 12 月現在、女子美術大学美術教育研究会の会員数は、71 人である。内訳は、正会員 66 人、学生会員 4 人（全員が美術研究科修士課程の学生）、賛助会員 1 人となっている。各種会員、とりわけ学生会員数を増やすことがこれからの会の課題であるが、大学はその実現を支援していく。

現在の『大学案内』には、学部と研究科の教育理念が掲載されていない。

3. 将来に向けた発展方策

効果が上がっている事項

刺繍分野とヒーリング表現領域は、平成 25 年度に第 1 期卒業生を輩出する。大学独自のユニークな分野で学修した学生が社会に評価され、受け入れてもらうため、大学は、入念に見込み就職先を開拓して分野の特性をアピールする。これを土台に、学生の進路支援をする。

大学構成員と学外者に日頃から歴史資料展示室に関心を持ってもらうため、現在の企画展形態の展示の仕組みを維持する。また、オープンキャンパスや学校見学に訪れた受験生や保護者を必ずここへ案内するようにする。

改善すべき事項

女子美術大学美術教育研究会の会員を増やして組織の強化を図るため、①学生会員による活動報告・意見交換会の実施、②ポスター、チラシ、学内ポータルサイトによる学生向け広報の強化、③教員から学生への参加働きかけの強化、④広報媒体を利用した卒業生への参加勧誘や働きかけの強化、といった支援を行う。

平成 27 年度版『大学案内』では、建学の精神の「解釈」、学園のビジョン及び学部と研究科の教育理念を新たに掲載し、一層の周知と公表に努める。

4. 根拠資料

- 資料 1-1 『大学案内 2014』
- 資料 1-2 女子美術大学学則
- 資料 1-3 「女子美手帖 2013」
- 資料 1-4 芸術学部教育目標一覧
- 資料 1-5 『2014 年度大学院案内』
- 資料 1-6 女子美術大学大学院学則
- 資料 1-7 『履修の手引女子美術大学芸術学部 2013』
- 資料 1-8 『履修の手引女子美術大学大学院 2013』
- 資料 1-9 大学ホームページ URL
<http://www.joshi.ac.jp/>
- 資料 1-10 広報誌『女子美』No. 174
- 資料 1-11 大学公式フェイスブック URL
<https://www.facebook.com/JOSHIBIofficial>
- 資料 1-12 平成 20～24 年度女子美術大学美術館が主催する学生・卒業生関連企画展一覧
- 資料 1-13 女子美スタイル 2013『超少女』DMコピー
- 資料 1-14 女子美術大学歴史資料展示室パンフレット
- 資料 1-15 平成 24 年度女子美術大学歴史資料展示室企画展チラシ
- 資料 1-16 創立者横井・佐藤記念特別奨学金規程
- 資料 1-17 平成 25 年度授業科目「基礎学習ゼミ」シラバス
- 資料 1-18 芸術学部美術学科美術教育専攻紹介パンフレット
- 資料 1-19 平成 20～24 年度文部科学省 G P 事業で採択されたプロジェクト一覧
- 資料 1-20 平成 20～24 年度ヒーリングに関する学外活動状況
- 資料 1-21 平成 20～24 年度色彩学領域における外国人留学生に関する資料
- 資料 1-22 平成 20～24 年度美術教育セミナーでの討議テーマと参加者数一覧
- 資料 1-23 平成 24 年度学生デザインルーム業務受注状況

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、 理念・目的に照らして適切なものであるか。

教育研究組織の編制原理

理念・目的との整合性

学術の進展や社会の要請との適合性

大学は、建学の精神「芸術による女性の自立」「女性の社会的地位の向上」「専門の技術家・美術教師の養成」、芸術学部及び美術研究科の教育理念と目的を踏まえて、教育研究組織を構成している（資料 2-1）。

芸術学部は、芸術に関する最高の理論及び技術を教授研究し、教養高く芸術的創造力の豊かな女性を育成することを目的とし、美術学科、デザイン・工芸学科、アート・デザイン表現学科の3学科を設置している（資料 2-2 第2条）。各学科には、それぞれの教育目標と目的が設定され、全学科で合わせて13専攻・領域がある（資料 2-3）。専任教員は、①主として学科専門科目の教育を担う専攻・領域研究室、②主として学部共通科目の教育を担う教養研究室、③主として学部共通科目と教職課程科目の教育を担う共通専門研究室のいずれか（一部教員は複数）に所属して教育にあたり、また、研究活動に取り組んでいる。

美術学科は、入学定員200人、3年次編入定員14人、収容定員828人である。洋画専攻、日本画専攻、立体アート専攻、芸術表象専攻、美術教育専攻の5専攻で構成される。平面表現、立体表現の制作技術の鍛錬、作品コンセプトの熟成、芸術理論による表象的意味の理解を通して、社会に対する深い洞察に基づいた創造的活動を持続的に行える人材の養成を目的とする。

デザイン・工芸学科は、入学定員230人、3年次編入定員16人、収容定員952人である。ヴィジュアルデザイン専攻、プロダクトデザイン専攻、環境デザイン専攻、工芸専攻の4専攻で構成される。幅広い視野・技術・感性を実体験を通して養い、柔軟な思考に基づき時代に即応し活躍できる人材の養成を目的とする。

アート・デザイン表現学科は、入学定員160人、3年次編入定員10人、収容定員660人である。メディア表現領域、ヒーリング表現領域、ファッションテキスタイル表現領域、アートプロデュース表現領域の4領域で構成される。ヒューマニティーの視点からアートとデザインを捉え、時代の変化に柔軟に対応できる深い知識と斬新な感性を持ち、コミュニケーション能力に長け、国際社会の幅広い分野で創造的に活躍できる人材の養成を目的とする。

大学院は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。美術研究科を置き、修士課程に3専攻、博士後期課程に1専攻を設

置している（資料 2-5）。多くの専任教員は、芸術学部のいずれかの研究室に所属して兼担しているが、大学院に所属し、美術研究科の授業科目のみを担当する専任教員が 2 人いる（平成 25 年度）。

修士課程は、入学定員 57 人、収容定員 114 人である。広い視野に立って精深な学識と技術を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とし、①美術専攻（洋画、日本画、版画、工芸（染・織・陶・ガラス・刺繍）、立体芸術の 5 研究領域）、②デザイン専攻（ヒーリング造形、メディアアート造形、ファッション造形、視覚造形、環境造形の 5 研究領域）、③芸術文化専攻（色彩学、美術史、芸術表象、美術教育の 4 研究領域）で構成される。この目的に沿って、芸術の新しい動向に対応し得る、確かな原理を体得した専門家、作家、研究者及び教育者を養成する。

博士後期課程は、入学定員 3 人、収容定員 9 人である。専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。美術専攻（美術、デザイン、芸術文化の各研究領域）で構成される。この目的に沿って、幅広くかつ堅実な方法論をもつ造形理論研究者、作品制作と理論との融合による新たな制作者・教育者及び社会において直ちに指導的役割を果たし得る高度な専門知識・技術を持つ人材を養成する（資料 2-4 第 4 条、第 5 条）。

大学の教育、研究の発展に寄与するための付属組織として、女子美術大学図書館、女子美術大学美術館、女子美オープンカレッジセンター、女子美術大学研究所がある。この他、学校法人が設置する女子美術大学歴史資料室がある。

・女子美術大学図書館

学生・教職員等の教育並びに研究に資することを目的とする。大学構成員のみならず、他の大学や美術館の研究者、卒業生及び地域の人々等に広く解放され、利用されている（資料 2-5）（資料 2-6 p. 140-142）。

・女子美術大学美術館

大学の教育理念に則り、教育、研究並びに博物館法に定める大学付属博物館としての活動と、社会に対する普及活動を行うことを目的とする。活動方針として、①女性による美術制作の発表に重点を置いた活動を行なう、②本学の美術教育・研究の成果を公開し、展示する、③世界の美術情報の受信機能と発信機能を拡充する、④市民とふれあいを深め、地域の美術振興に貢献する、の 4 点を掲げている。相模原キャンパスに所在する「女子美アートミュージアム」と、杉並キャンパスに所在する「女子美ギャラリーニケ」の 2 展示施設を管轄している（資料 2-7）。

・女子美オープンカレッジセンター

広く社会に対し専門的な学習の機会を提供するとともに、芸術文化の発展に寄与することを目的とする。神奈川県相模原市及び同座間市と共催する「市民大学」、東京都杉並区と共催する「杉並区大学公開講座」、一般の方を対象にした美術・デザイン公開講座「アートセミナー」等のプログラムを通じて、市民の高い学習意欲に応えるべく、様々な生涯

学習に関わる事業を展開している（資料 2-8）。

・女子美術大学研究所

大学の研究基盤をより一層整備し、研究活動による成果を広く公開するとともに、社会に連携しつつ研究開発を行い、もって芸術、文化の発展に貢献することを目的とする。産官学連携で行われる様々な受託研究では、学生を交え、社会に根ざした実践的な教育活動を展開している（資料 2-6 p. 155）（資料 2-9）。

・女子美術大学歴史資料室

大学と大学の設置する附属組織の歴史資料及び情報の収集、管理を行い、大学の研究、教育の進展に寄与することを目的とする。歴史資料について、①収集・保管・管理・目録作成、②常設展示及び企画展示、③学内外への情報提供、④公刊及び研究成果、目録情報の公開、などを行っている（資料 2-10）。

（２）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

概ね 3、4 年周期の中期事業方針とそれに対応する中期事業計画の策定過程で、大学運営にまつわる大方針の制定や、既定事項の検証をしている。

前中期事業計画（平成 21 年度から平成 23 年度まで）の策定にあたっては、理事会は、芸術学部教授会での審議を踏まえて、芸術学部の教育研究組織の適切性を検証した。その結果、教育研究活動のさらなる進展と活性化を図るため、平成 13 年度以降の 7 学科体制（絵画学科、工芸学科、立体アート学科、デザイン学科、メディアアート学科、ファッション造形学科、芸術学科）を改組し、平成 22 年度から、3 学科体制（美術学科、デザイン・工芸学科、アート・デザイン表現学科）へ再編成することが適切と判断した。これを同計画に明示し、予定どおり実現した。

現中期事業計画（平成 24 年度から平成 27 年度まで）の策定にあたっては、理事会は、大学院研究科委員会及び芸術学部教授会での審議を踏まえて、①芸術学部 3 学科体制と連携した美術研究科の教育研究組織・課程の再構築、②美術研究科における学生のニーズに対応した研究領域の開設、③芸術学部における社会的ニーズに対応した教育研究組織・課程の改革、を重要な経営課題に位置づけた。この方向性に基づき、平成 26 年度（芸術学部 3 学科完成年度の翌年度）以降の教育研究組織の整備計画として、①修士課程デザイン専攻アートプロデュース研究領域の開設、②修士課程の 3 つの研究領域名称を、芸術学部の領域名称に準じた名称への改称、③博士後期課程美術専攻芸術文化研究領域における美術教育研究分野及び芸術表象研究分野の開設、④芸術学部美術学科における、「芸術」をキーワードに世界と関わるグローバルな教養人を養成する芸術文化専攻の開設（同時に、同学科芸術表象専攻を学生募集停止）、の 4 点を推進することとした。これらは同計画に盛り込まれ、漸次、その実現に向けて取り組んでいる。

理事会は、中期事業計画を踏まえて単年度事業計画を決定するので、教育研究組織の適切性は、毎年の単年度事業計画の策定過程でも検証される。このように、毎年及び数年ごとの単位で定期的な検証が行われている。検証から生じた改善課題は、その内容に応じて、

教授会、全学調整協議会、教学運営会議、学長補佐会、関係委員会、事務系部長会議で改善方策や将来の在り方が審議され、広く学内で共有される。さまざまなレベルで出された意見や見解は、理事会の意思決定に資する有益な情報となっている。

この他、自己評価委員会とその下に置かれる自己点検委員会による自己点検・評価活動も定期的実施されている。教育研究組織の適切性に関するものについては、平成 19 年度に検証（平成 20 年度に財団法人（現公益財団法人）大学基準協会による大学評価で「適合」の判定）した後、平成 25 年度に検証した。

2. 点検・評価

公益財団法人大学基準協会が定める「大学基準」における基準2(教育研究組織)の充足状況

大学の建学の精神、教育理念、目的並びに社会の要請に基づいて、教育研究組織及び付属組織を適切に設置している。また、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の法令要件を遵守している。以上から、大学基準を充足している。

効果が上がっている事項

芸術学部では、平成 22 年度の教育研究組織の再編成及び平成 24 年度の美術教育専攻の開設により得られた効果として、①建学の精神に基づいた教育研究を、さらに明確に示せるようになった、②芸術教育の学際化や総合化の傾向へ対応している、③柔軟に専攻・領域を改廃できる体制となり、学士課程教育の多様な展開を図る基盤が整った、④学科数が整理・統合されて、学部内での意思決定が迅速になった、⑤教育の特色をよりシンプルな形で学内外へ伝えられるようになった、などが挙げられる。キャンパス利用の面では、従前は、全学科全学年を相模原キャンパスに配置していた。再編成では、東京都心に近い杉並キャンパスの立地を最大限に生かし、学生と教員が「社会とつながり」ながらアート・デザイン活動を行えるようにするため、アート・デザイン表現学科の全学年を同キャンパスに配置した。展示施設「女子美ガレリアニケ」と「女子美術大学歴史資料展示室」との連携により、展示会場での展示計画を実践的に学習できるようにもした。

杉並キャンパスの図書館では、学生及び教職員の利便性向上と地域貢献の一環として、杉並区立中央図書館を中心とした「杉並区図書館ネットワーク」が有効に機能している。相模原キャンパスでは、神奈川県相模原市及び同座間市との間で図書館利用に関する協定を締結し、美術館とあわせ、相模原市の文化・地域交流拠点の一つになっている。

改善すべき事項

平成 22 年度の芸術学部教育研究組織の再編成は、平成 25 年度に完成年度を迎える。社会の要請に応えるには、完成年度後も引き続き、学内外への情報発信方法の見直しや、時代や環境に即した教育研究組織の拡充・改廃が求められる。

3. 将来に向けた発展方策

効果が上がっている事項

図書館及び美術館では、重要な学術資産である貴重書の展示や収蔵品のオンライン目録化を促進する。貴重書は、授業への貸出だけでなく、館内での授業でも紹介し、実際に手に触れてもらうことで、学生が知的探究心や創造性を培う機会を増やす。

女子美術大学歴史資料室が編纂した『女子美 110 年の人物史 女子美術教育と日本の近代』の教育での活用を継続する。芸術学部 1 年次生の必修科目「基礎学習ゼミ」で自校史教育テキストとして用いて、学生の建学の精神への理解を深め、母校への誇りと帰属意識を高める。

改善すべき事項

社会からの注目が高いと思われる授業を、一般向けに公開し、市民からの聴講希望に応じていく。例えば、アート・デザイン表現学科の特色ある授業科目の一つである「宇宙・人間・アート」は、4つの領域が招聘する多彩なゲストスピーカーによるリレー講義で構成される（資料 2-11）。元宇宙飛行士（本学客員教授）や世界的に大ヒットした英国小説の日本語翻訳家など、市民が関心を寄せる講師が少なくない。

芸術学部と美術研究科との連繫を充実させ、付属高等学校・中学校を含め、学園内で一貫性のある教育研究組織を編制する。また、女子美術大学研究所をはじめとした学内の研究環境のさらなる整備や活性化のための施策を通じて、将来も持続的に発展する研究体系を構築する。

4. 根拠資料

- 資料 2-1 学校法人女子美術大学組織図
- 資料 2-2 女子美術大学学則（既出 資料 1-2）
- 資料 2-3 芸術学部教育目標一覧（既出 資料 1-4）
- 資料 2-4 女子美術大学大学院学則（既出 資料 1-6）
- 資料 2-5 女子美術大学・女子美術大学短期大学部図書館規程
- 資料 2-6 『女子美データ 2012』
- 資料 2-7 女子美術大学美術館規程
- 資料 2-8 女子美オープンカレッジセンター規程
- 資料 2-9 女子美術大学研究所規程
- 資料 2-10 歴史資料室規程
- 資料 2-11 平成 25 年度授業科目「宇宙・人間・アート」シラバス

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

教員に求める能力・資質等の明確化

教員構成の明確化

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

〈1〉大学全体

大学として求める教員像は、「教員任免規程」に定める教員の資格基準を満たし、かつ、①本学教育理念の実現に向けて、各人の誠意と良心に基づき、学生のために尽力すること、②常に学問探求の志を持ち、学術研究に精励し、研究成果を積極的に公表すること、の2つの資質を備えた教育研究者である（資料3-1）（資料3-2 第1条、第2条）。

教員組織の編制方針として、学長を中心に策定した「教員任用の基本方針」があり、これに基づいて優れた業績を有する教員を確保し、大学全体として整合性のある教員組織を編成している。これの具体的事項を示した「教員任用方法」及び「教員任用の年度指針」も定めて、一体的に運用している。

教員任用の基本方針

魅力ある教員を獲得し、本学全体として整合性のある教員組織を構築するため、以下のとおり教員任用の基本方針を定める。

1. 大学院、学部、短大に共通して、社会的評価が定着している人材を、それぞれの学科・専攻（領域）・コースごとに必要数を確保する。この場合、専任、特任、客員の別を問わない。
2. 新任教員は所属のいかんを問わず、大学院を担当できる人材であることが望ましい。
3. 業績として望ましい基準を設ける。
 - ・論文系
学会論文発表、著書、科研費採択状況等
 - ・デザイン系
企業との契約状況、国際コンクールでの入賞・招待、コンペ入賞等
 - ・ファインアート系（絵画、工芸、立体）
パブリックコレクション：国公立美術館を中心とする作品収蔵先

海外・国内のビエンナーレ、トリエンナーレ等への出品状況等

4. 任用にあたっては、以下のこととする。

- 1) 学科・専攻（領域）・コース等内で、専門領域のバランスを考慮し、偏在をさける。
- 2) 研究業績のみでなく、教育能力とのバランスを考えた人材の任用とする。
- 3) バランスのよい年齢構成とする。
- 4) 約半数は女性教員とすることを目標とする。
- 5) 出身校の偏在をさける。

この方針に基づいて、次のとおり到達目標を定めている。

- ① 「教員任用の基本方針」、「教員任用方法」及び「教員任用の年度指針」により教員を適正に配置し、各教育課程に相応しい教員組織の編成を実現する。
- ② 教員の募集・採用・昇格にあたっては、求める教員像と「教員任用の基本方針」等に則って、法令規定および教員任免に係る諸規程に定める規定を遵守して行う。
- ③ 教員の資質向上については、規程に基づいて教育面を含めた教員評価制度を設けるとともに、規程に基づいて教育力向上を目的とするFD実施のための委員会を設置し、会議や研修会の開催等の活動をする。学部で実施する学生による授業評価では、授業の改善を図るための具体的かつ制度的な取組の中でその結果を活用する。この他、複数学年の学部在學生と卒業生を対象に、教員の教育の仕方や態度などに関するアンケート調査を実施し、それらの結果を教員の教育活動の改善に用いる。

教員に求める能力・資質等は、「教員任免規程」により、職位別の資格を明示している（資料 3-1）。これにある諸規定は、教育基本法第 9 条、学校教育法第 92 条及び大学設置基準に定める教員の資格の趣旨に沿っており、法令要件を遵守している。

大学の多様な人材確保と教育体制の柔軟性に資することを目的として、教育責任を専らとする「特任教員」制度を設けている。「特任教員規程」に基づき専任として発令され、教授、准教授、助教を職位とする（資料 3-3）（資料 3-4）。専任教員と同様に本学を本務とし、担当授業時間数も専任教員と同一の基準で定めていることから、大学設置基準第 12 条に規定する要件を満たしている。平成 25 年 5 月現在の芸術学部の特任教員数は 16 人（教授 8 人、准教授 7 人、助教 1 人）で、専任教員全体の 21.6%を占める。このうち 4 名は、3 学科体制へ改組した平成 22 年度から平成 25 年度（完成年度）までの教員組織維持のために、平成 24 年度内に定年退職を迎えた教授を 1 年任期で任用する「特任教授 B」である（資料 3-5）。美術研究科についても、芸術学部と同様の制度の下、特任教員を任用している（資料 3-6）。平成 25 年 5 月現在の研究科の特任教員数は修士課程 9 人（教授 7 人、准教授 2 人）、博士後期課程 3 人（全員教授）で、専任教員全体の 19.7%を占める。

この他、芸術学部で 512 人、美術研究科で 42 人の兼任教員を任用している。兼任教員により専門性の高い授業科目を多彩な分野で開講することは、学生の学びにとって有意義なことであり、大学の理念・目標及び各教育課程の掲げる教育目標の達成に向けて不可欠である。客員教授は、芸術学部で 14 人、美術研究科で 2 人を任用している。

〈2〉芸術学部

芸術学部は3学科13専攻・領域で構成される。専任教員数は74人で、①専攻・領域研究室、②教養研究室、③共通専門研究室の研究室単位でいずれかに所属する。ただし、うち2人は、2つの研究室を併任している（資料3-7）。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については、各学科に学科長、各研究室に主任を置いて、運営上の責任分担を明確にしている。各学科では学科会議を開催して、学科・専攻・領域内での教員の連携を図るとともに、芸術学部運営委員会を組織し、学部横断的な連携と責任体制をとっている。本委員会は、①芸術学部長、②教務部長、③学生部長、④キャリア支援センター長、⑤各学科長、⑥各専攻・領域研究室主任、⑦教養研究室主任、共通専門研究室主任又は教務部長より指名された者（5人以内）で構成されている（資料3-8）。

教授会は、学長、専任の教授、准教授、助教をもって構成され、芸術学部運営委員会をはじめとする各種委員会から提出される議案を最終的に審議している（資料3-9）。

〈3〉美術研究科

美術研究科は、芸術学部を基礎としている。このことから、修士課程に配置している専任教員61人の内、研究科の教育のみを担当する教員（以下、大学院特任教員という）3人以外は、芸術学部との兼担である（資料3-7）。また、博士後期課程の専任教員15名は、全員修士課程との兼担である。研究科の運営に関する必要事項を審議するために、大学院研究科委員会の下に大学院運営委員会を設置している。教育上の責任者である美術研究科長を中心に、教務部長、学生部及び各研究領域から選出された委員1人で構成され、研究科内での連携と責任体制を担保している（資料3-10）（資料3-11）。

（2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

編制方針に沿った教員組織の整備

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

研究科担当教員の資格の明確化と適正配置

〈1〉大学全体

「教員任用の基本方針」に沿って教員組織を整備し、大学設置基準で定める必要専任教員数及び教授数を充たしている。平成25年5月現在の専任教員数は、芸術学部74人、美術研究科61人（大学院特任教員を含む）である。専任助手（特任助手を含む。以下同じ）数は、芸術学部41人、美術研究科39人（修士課程のみに配置）である。

〈2〉芸術学部

専任教員の所属研究室別内訳は、洋画専攻10人（うち教授5人）、日本画専攻4人（うち教授2人）、立体アート専攻4人（全員教授）、芸術表象専攻2人（全員教授）、美術教育専攻0人（教員組織上、教授1人、准教授1人を併任する共通専門研究室で計上することによる）である。デザイン・工芸学科では、ヴィジュアルデザイン専攻11人（うち教

授 5 人)、プロダクトデザイン専攻 4 人 (全員教授)、環境デザイン専攻 3 人 (全員教授)、工芸専攻 5 人 (うち教授 3 人) である。アート・デザイン表現学科では、メディア表現領域 7 人 (うち教授 6 人)、ヒーリング表現領域 4 人 (うち教授 2 人)、ファッションテキスタイル表現領域 4 人 (うち教授 3 人)、アートプロデュース表現領域 2 人 (うち教授 1 人) である。教養研究室は 7 人 (全員教授)、共通専門研究室は 7 人 (うち教授 6 人。美術教育専攻研究室と併任する教授 1 人、准教授 1 人を含む) である。年齢構成は、31～35 歳 1 人 (1.4%)、36～40 歳 2 人 (2.7%)、41～45 歳 8 人 (10.8%)、46～50 歳 11 人 (14.9%)、51～55 歳 13 人 (17.6%)、56～60 歳 16 人 (21.6%)、61～65 歳 23 人 (31.1%) となっている。男女別では、男性 43 人 (58.1%)、女性 31 人 (41.9%) (資料 3-12)。

すべての専攻・領域研究室に配置している専任助手数は、美術学科 16 人、デザイン・工芸学科 15 人、アート・デザイン表現学科 10 人である (資料 3-3)。年齢構成は、20～25 歳 2 人 (4.9%)、26～30 歳 28 人 (68.3%)、31～35 歳 9 人 (22.0%)、36～40 歳 2 人 (4.9%) となっている。男女別では、男性 5 人 (12.2%)、女性 36 人 (87.8%) (資料 3-12)。主な役割は、実技・演習科目の授業準備など専任教員の職務補佐であるが、この職位以外にも、テクニカルマイスター (専門技術員)、ティーチング・アシスタント (TA)、パソコン教室管理パートタイマーを配置し、組織的な教育支援・補助活動を行っている。

授業科目と担当教員の適合性については、所属研究室が教員の教育研究業績や社会的活動と授業科目の適切かつ十分な連関を確認した後、芸術学部運営委員会及び教授会で審議している。学生を対象にした「授業に関する学生の声アンケート」調査の結果からも判定している。

〈3〉美術研究科

研究科の教員組織は、学部にも所属する教員が基礎となっており、教授 53 人、准教授 8 人で構成されている。研究科担当教員の具体的な資格要件は規定されていない。研究科は学部教育との継続性を重視していることから、研究科の教員組織は学部からの一貫性ある指導という面で優位性を保持し、効果的な体制となっている。専任教員の所属専攻別内訳は、修士課程美術専攻 17 人、同デザイン専攻 20 人、同芸術文化専攻 9 人、博士後期課程美術専攻 15 人である (資料 3-7)。

授業科目と担当教員の適合性については、芸術学部と同様に、所属研究室が教員の教育研究業績や社会的活動と授業科目の適切かつ十分な連関を確認した後、大学院運営委員会及び大学院研究科委員会で審議している。一部の授業科目について、学生を対象にした「授業に関する学生の声アンケート」調査の結果からも判定している。

〈3〉教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化 規程等に従った適切な教員人事

〈1〉大学全体

専任教員の嘱任、昇任及び解任は、「教員任免規程」(資料 3-1)、「特任教員規程」(資料 3-3)、「特任教員制度運用内規」(資料 3-4)、「特任教授B制度運用内規」(資料 3-5)、「大学院教員特任に関する内規」(資料 3-6)、「芸術学部教授会内規」(資料 3-9)、「大学院研究科委員会運営内規」(資料 3-10)「大学院教員選考委員会内規」(資料 3-13)、「教員選考委員会内規」(資料 3-14)、「昇任人事予備委員会内規」(資料 3-15)、「専任教員B制度運用内規」(資料 3-16)、「助手規程」(資料 3-17) 及び「特任助手規程」(資料 3-18) に基づいて実施している。

教員の募集は公募を原則としている。しかし、本学が求める教員として、特に適した人物がいる場合は、必ずしも公募制をとらない。つまり、学長を中心とした「推薦制度」を設けて、魅力ある教員を能動的に獲得し、又は教育研究活動を充実・強化している。

〈2〉芸術学部

教員の嘱任及び昇任では、「教員任免規程」で教員の職位ごとに資格基準を定めて、適切な選考を確保している。特に採用にあたっては、実績を踏まえた教育研究上の能力を十分に勘案して、書類選考、業績審査、面接などを通して総合的に審議し、適格性を判定している。

教員を募集する場合、芸術学部長は、「教員任用の年度指針」に基づき、募集を必要とする研究室の主任と協議し、具体的な任用計画を立てる。この指針では、年度毎に、学科及び教養研究室・共通専門研究室を単位として、募集する職名、年齢、性別及び候補者選定小委員会委員の編制を定める。

候補者選定小委員会は、教員選考委員会に採用候補者を推薦することを目的とし、当該研究室の申し出により、教授会の承認を得て設置される。委員は原則5～6人程度とし、当該研究室から2～3人とその他から3人(役職者1人を含む)で構成される。応募者の中から、教育研究並びに社会的活動などの業績を重視して、選定審議を行う。同委員会での選定結果に基づいて、教授全員(特任教授を除く)で構成する教員選考委員会で選考し、さらに教授会で審議する。その結果を受けて、学長が嘱任し、嘱任の発令は学長の申請に基づき理事長が行う。

「推薦制度」により教員を採用する場合は、学長が任用計画を立て、教授会で候補者の採用適否を審議する。その結果を受けて、学長が嘱任し、嘱任の発令は学長の申請に基づき理事長が行う。

昇任では、大学及び併設短期大学部の教授会構成員のうち、准教授・助教全員をもって委員とする昇任人事予備委員会を設ける。同委員会は昇任資格者一覧を作成して、教員選考委員会へ提出する。規定により、同委員会委員長及び副委員長は、教員選考委員会に出席することが求められている。これによって、教員選考委員会の審査プロセスの適切性と透明性を確保している。提出された一覧の中から、所属研究室主任の推薦を受けた者を、教員選考委員会が審議し、教授会へ推薦すべき候補者を決定する。その後、教授会が候補者の昇任適否を審議する。その結果を受けて、学長が嘱任し、嘱任の発令は学長の申請に基づき理事長が行う。

〈3〉美術研究科

教員の嘱任及び昇任は、美術研究科長を通して推薦された者を対象とし、大学院研究科委員会所属の研究指導科目担当教授全員をもって構成される大学院教員選考委員会で審議する。同委員会では、新たに採用又は嘱任すべき教員を美術研究科長へ推薦することを目的とする推薦部会を、必要に応じて設けることができる。審議の上承認された者を、大学院研究科委員会でも審議する。その結果を受けて、学長が嘱任し、嘱任の発令は学長の申請に基づき理事長が行う。

（４）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

教員の教育研究活動等の評価の実施

ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

〈1〉大学全体

教員の資質向上を目指すFD活動では、①新入教員研修、②研修会・講演会、③公開授業を柱に取り組んでいる。研修会・講演会のテーマは、ハラスメント、メンタルヘルス、大学のリスクマネジメントとしてのメディア対応、入試広報、学校会計基準改正対応など、多岐にわたっている（資料 3-19）。公開授業では、授業終了後に授業担当者と参加した教員が、授業内容・方法、授業の展開などについて意見交換を行い、授業改善に関する相互研修としての「講評会」を実施している。

教員の教育研究活動等の評価については、理事会が教員評価制度の導入を決定している。学長から示された「教員評価制度に関する基本方針」では、教員評価制度の目的を、「大学及び併設短期大学部の教育理念、教育目標並びに事業計画を達成するために、教員の教育研究や大学への貢献度を客観的に評価し、教員の職務における活動を活性化すること」としている。これを実現するため、平成 23 年度に「教員評価制度検討プロジェクト」が発足し、平成 27 年度の本格導入に向けた具体的な制度設計と準備作業を継続的に進めている。

〈2〉芸術学部

原則として全授業科目、担当教員全員（兼任教員を含む）を対象に、「授業に関する学生の声アンケート」（授業評価アンケート）を毎年行っている。年に 2 回実施し、その都度集計結果を担当教員にフィードバックし、学生の要望に配慮した授業方法の改善に取り組んでいる。結果を広く共有し活用するため、授業科目・担当教員ごとに、結果並びに結果に対する担当教員の考察・コメントを公表している。公開方法には、①各研究室への配布、②非常勤講師室での閲覧、③学生の大学図書館での閲覧がある。

また、およそ 5 年周期で芸術学部の在学生と卒業生を対象に、教員の教育方法や態度などに関するアンケート調査を実施し、それらの結果を授業内活動の改善に用いている。

最近では、平成 25 年度に、芸術学部 1 年次生と 4 年次生を対象にした「在学生調査」（回収率 50.5%）を実施した。授業満足度では、有効回答者のうち、1 年次生の 74%、4 年次生の 82%が「授業全体に満足している」と回答した（選択肢「とても満足している」と「まあ満足している」の計）（資料 3-20）。

同じく、平成 25 年度に、平成 20 年度から平成 22 年度までの芸術学部卒業生を対象にした「卒業生調査」（回収率 16.7%）を実施した。授業満足度では、「授業に満足している」（選択肢「とても満足している」と「まあ満足している」の計）と回答した者が、実技・演習系科目で 84%、講義系科目で 74%だった（資料 3-21）。

〈3〉美術研究科

大学院特任教員を除く専任教員全員が芸術学部と兼担しているため、芸術学部での F D 活動が中心である。美術研究科の教育改善に特化した活動として、平成 25 年度は、博士論文のインターネット公表に係る著作権をテーマにした講演会を開催した。

2. 点検・評価

公益財団法人大学基準協会が定める「大学基準」における基準 3（教員・教員組織）の充足状況

大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定め、学部・研究科の教育課程に相応しい教員組織体制を整備している。また、教員の募集・採用・昇格は法令規定及び関連諸規程に基づいて適切に行われており、教員の資質の向上を図るための方策も具体的に実施していることから、大学基準を充足している。

効果が上がっている事項

〈1〉芸術学部

大学設置基準上必要専任教員数 58 人に対して、74 人の専任教員を配置している。美術大学としての専門教育に力を入れ、充実した教育研究体制を構築している。専任助手数は 41 人で、学生約 60 人に 1 人の割合で各専攻・領域研究室に配置されている。実技・演習を中心とする専門教育の準備や制作・研究指導現場でのアシスタントとして、学生に身近な存在である。学生生活全般で、学生一人一人の個性や能力に応じたきめ細やかな対応をしており、本学の大きな特長の一つとなっている。

「教員任用の基本方針」のうち、「約半数は女性教員とすることを目標とする」ことについては、助教以上の職位では、女性が全体の 41.9%を占めており、その達成度は概ね高いといえる。

改善すべき事項

〈1〉大学全体

F D 活動では、全学的な F D 委員会が設置されておらず、具体的な活動方針に沿った一貫性ある活動を推進する体制がとられていない。

教員評価制度については、第 2 次教員評価制度検討プロジェクトからの提言に沿って、具体的な制度設計と準備作業を進めている段階で、まだ正式導入されていない。

〈2〉美術研究科

研究科担当教員の資格の明確化に関して、具体的な資格要件を規定していない。また、

美術研究科の教育改善に特化したFD活動が少なく、活発ではない。

3. 将来に向けた発展方策

効果が上がっている事項

〈1〉芸術学部

あわせて115人の専任教員と専任助手を配置して、実技・演習科目を中心に、きめ細やかな教育と指導を実践している。この充実した人的体制により、専任教員が初年次専門科目から卒業制作、卒業論文までの多くの授業科目を担当することを可能にしているほか、学生からの質問等には、オフィスアワー制度に加えて、常時研究室が対応している。このような教員基盤は本学の大きな特長・強みであり、今後とも維持していく。

助教以上の専任教員全体に占める女性の比率を、50%を目安に向上させるよう、「教員任用の基本方針」に沿った教員任用を進める。

改善すべき事項

〈1〉大学全体

FD活動では、関連規程を制定し、FD委員会を設置する。活動方針と到達目標を明確に定めると同時に、活動参加率や成果の検証を定期的に行うことで、より効果的で学生に成果を還元できる活動を推進する。

教員評価制度では、制度の運営責任母体となる委員会を設置し、評価者体系、評価項目、評価基準及び評価ポイント配分のあり方等を機関決定した後、本格導入する。教育研究活動の評価では、美術大学の特性とその多様性に着目した評価項目を設定して、評価の精度と公平性を高める工夫をする（資料3-22）。

〈2〉美術研究科

研究科担当教員の資格の明確化に関して、具体的な資格要件を明示することを検討する。

美術研究科の教育改善に特化したFD活動を促進するため、年度初めに教育活動に関する調整会議を開催する研究領域では、その会議内にFD活動を導入する。

4. 根拠資料

- 資料 3-1 教員任免規程
- 資料 3-2 教職員行動規範
- 資料 3-3 特任教員規程
- 資料 3-4 特任教員制度運用内規
- 資料 3-5 特任教授B制度運用内規
- 資料 3-6 大学院教員特任に関する内規
- 資料 3-7 平成25年度教員数一覧
- 資料 3-8 芸術学部運営委員会規程
- 資料 3-9 芸術学部教授会内規
- 資料 3-10 大学院研究科委員会運営内規

- 資料 3-11 大学院運営委員会内規
- 資料 3-12 平成 25 年度専任教員年齢別構成・男女比率
- 資料 3-13 大学院教員選考委員会内規
- 資料 3-14 教員選考委員会内規
- 資料 3-15 昇任人事予備委員会内規
- 資料 3-16 専任教員 B 制度運用内規
- 資料 3-17 助手規程
- 資料 3-18 特任助手規程
- 資料 3-19 平成 20～24 年度 F D ・ S D 活動実施状況
- 資料 3-20 『女子美術大学在学生調査報告書』
- 資料 3-21 『女子美術大学卒業生調査報告書』
- 資料 3-22 教員業績 F D ワークシート（案）

第4章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針として、次の2点を定めている（資料4-1）（資料4-2 第2条）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 大学・短大の学生サービスの充実と人間力の育成② 学生一人一人を一個の人格として尊重し、差別的・侮蔑的言動あるいはハラスメントには細心の注意を払い、学生を傷つけるような行為は厳に慎む。 |
|--|

この方針に基づいて、次のとおり到達目標を定めている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 修学支援については、学生が学習成果を十分に修められるよう、教職員が協働して行う。学生の学習意欲向上および、社会とのつながりを強化する仕組みや制度を運用するほか、障がいのある学生や外国人留学生など、特別な配慮を必要とする学生に対し、必要に応じた支援を行う。② 生活支援については、学生の心身の安全や健康に配慮するほか、学生の主体的活動を尊重し、学友会（学生の自治活動組織）とクラブ・サークル活動の活性化を促す。また、大学独自の奨学金制度を見直し、より多くの学生の経済的な不安を軽減する。③ 進路支援については、キャリア支援センターと研究室との強い連携のもと就職・進学における進路指導を行う一方、就業力に関する授業科目の教育内容を改善する。また、就職支援のための課外講座や起業に関する講座を体系的に整備する。④ ハラスメント防止のための実践を通じて学生の人権を守り、健全な学修環境を保持する。 |
|---|

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

補習・補充教育に関する支援体制とその実施

障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

奨学金等の経済的支援措置の適切性

4月のオリエンテーション期間に、教育支援センターが、「履修ガイダンス」を実施して、新入生が大学での履修方法を理解できるようにしている。会場には上級学年生を「学生アドバイザー」として配置し、新入生が気軽に相談できる機会をつくっている。同センターは、「教職課程ガイダンス」「教育実習ガイダンス」「介護等体験ガイダンス」なども

実施し、各学年での必要事項を説明したり、相談を受けたりしている（資料 4-3）。

留年者および休・退学者の状況把握と対処については、単位の修得状況と学籍を管理する教育支援センターがあたっている。学生が留年したり、休学届や退学届が提出されたりすると、学生の所属する専攻・領域の研究室と連携しながら対応する一方、学生と個別面談をする。学籍異動の兆候をなるべく早期に把握して、学生の在学継続を促すために、研究室を通して、年 4 回の欠席者調査を行っている。

補習・補充教育については、芸術学部では、入学前教育を実施している。新入生が、1 年次から始まる専門科目にスムーズに入っていけるように、早期に入学が決定する AO 入試や各種推薦入試の入学手続者に入学前課題を与え、提出物の添削をしている。入学後では、相模原キャンパスに「ドローイングルーム」を設置し、学生のデッサン力を基礎から応用まで強化する体制を敷いている（資料 4-4 p. 137）。平成 25 年度に開設し、「描く力」を育てる実験的アプローチの場として、正課外で、どの学科の学生も利用できる。授業科目「基礎学習ゼミ」は、仕事・キャリアと人間力、読む・聞く・書くの学習法、マナー基礎などで構成され、基礎的学習を重視しながら職業観を育て、学びの方法が身につくようになっている（資料 4-5）。個人により能力差が大きい外国語の学習効果を高めるために、入学前に英語のプレイスメント・テストを実施し、授業科目「英語 I」で習熟度に応じたクラス分けをしている。

美術研究科では、授業科目「芸術創作応用 I」・「同 II」を開設している。これらの科目では、学生は、自身の研究領域・コースとは別の実技系領域を選択履修する。学部教育では十分とはいえない専門外領域の表現技法を学ぶ機会を提供し、学生の創作活動や研究活動の幅と深みを増すことを目的としている。また、教員免許や学芸員資格の取得を志望する学生には、芸術学部で開講している一部の授業科目の履修を認めている。この他、ティーチング・アシスタント制度により、有給で教育実践を体験できるようにしている（資料 4-6）。平成 25 年度は、53 人を任命した。

学生の学外での自発的活動を経済的に支援するために、「ボランティア・社会貢献および学外展覧会支援制度」がある。大学が、1 申請につき最高 10 万円以内で活動経費を負担するもので、学生が社会とのつながりを深めて、学習等の成果を社会に還元することを容易にしている（資料 4-4 p. 172）。

障がいのある学生への支援については、障がいの内容や程度によりニーズが異なるため、進学相談があった時から、学生、保証人、研究室が話し合いを重ね、大学として受入方針を示すことにしている。入学後は、履修科目の担当教員へ「障がいのある学生の受講予定通知」を渡して、個別にサポートする。比較的多い聴覚障害の場合、ノートテイクヤー又は手話通訳者を手配している。

外国人留学生への支援については、国際センターに中国語と英語で対応可能な職員を配置し、履修相談から生活相談まで幅広く対応している。経済負担軽減策として、女子美外国人留学生奨学金（資料 4-4 p. 171）、私費外国人留学生授業料減免制度（資料 4-7）及び相模大野学生宿舎の舎費減免制度（資料 4-8）がある。

経済的支援措置の中心は、給付型奨学金である（資料 4-4 p. 171）。卒業後の返済負担を免除して、学修に専念できる環境を整えている。「経済支援を目的とした奨学金」と「報奨を目的とした奨学金」とに目的別に分け、経済的理由による退学の防止と学生の修学意

欲の向上を図っている。平成 24 年度の奨学金制度改革で、給付型奨学金を拡充したことにより、「経済的理由」による退学者は減少した（資料 4-9 p. 52）。海外留学を希望する学生に対しては、「女子美海外留学奨学金」を授与し、海外での学修を積極的に支援している（資料 4-4 p. 171）。学生又はその保証人が自然災害等により甚大な被害を受けた場合には、被災の程度に応じて、その都度、経済的負担を減らすための措置を講じている。

学生の積極的な創作と研究活動を支援することを目的として、学生を対象にした様々な賞を設けている（資料 4-4 p. 172）。各賞の受賞者を授賞式に招き、その学業成果を公に認め称えて、一層の制作・研究へ取り組みを奨励している。

特待生制度では、芸術学部一般入学試験（A日程）で基準以上の成績優秀者上位 2 人以内の者を「特待生合格」とし、入学後の授業料を最長 4 年間免除する（資料 4-4 p. 172）。

低廉で良好な住居の提供を目的として、相模原キャンパスに相模大野学生宿舎（定員 105 人）を設置している（資料 4-4 p. 148）。杉並キャンパスでは、近隣の女性専用学生会館のワンフロアを大学が借り上げて大学専用の寮としている。賃料の一部を大学が負担しているため、学生は、相場より割安な賃料で居住できる。

これらのほか、市中金融機関の教育ローンより低金利で借り入れられる複数の提携ローン制度を斡旋している（資料 4-4 p. 172）。

（3）学生の生活支援は適切に行われているか。

心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮 ハラスメント防止のための措置

学生生活支援機能を分掌する学生支援センターでは、4月のオリエンテーション期間に「学生生活オリエンテーション」を実施している。学生生活上の注意事項を記載した冊子を学生へ配布して説明をするとともに、自転車通学の多い相模原キャンパスでは、自転車の適切な運転方法を学生が警察官から直接指導を受ける機会を設け、「スケアード・ストレート」と言われる交通事故の模擬再現を交えて、交通安全への注意を喚起している。新入生全員に学生教育研究災害傷害保険（学研災）と学研災付帯賠償責任保険の加入を義務付けて、正課中、課外活動中、通学時の事故やケガに備えている。平成 25 年度には、自然災害発生時などで学生の安全確認を迅速にできるように、安否確認システムを導入した。

クラブ・サークル・同好会活動への支援として、「リーダーズキャンプ」（リーダーの育成を目的にしたプログラム）を開催し、将来の学友会やクラブ等の牽引者となる人材を育成している。平成 25 年度は、2 日間にわたって相模原キャンパスで実施した。前年の告知方法を見直したことにより、申込人数は 165 人（平成 24 年度比 183%）を数えた。学友会（学生の自治活動組織）への支援では、会からの要望をくみ上げながら、活動環境の整備を進めている。平成 25 年度は、要望に基づいて、杉並キャンパスの運動場に夜間照明設備を設置し、運動系同好会などが夕方から夜間にかけて練習できるようにした。また、相模原キャンパスでは、講義室をクラブ等の部室と学生作品展示スペースへ変更した。

心身両面の健康増進を図ることにより、学生の人間形成に寄与することを目的として、保健センターを設置し、両キャンパスの学生相談室と医務室を統括している（資料 4-10）。

医務室では、校医、産業医、看護師が、定期健康診断の実施やケガ・急病の対応などを行い、学生相談室では、専任教員の相談員の他、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士がカウンセリングを行い、健康、修学、生活、その他の諸問題にに応じている。相模原キャンパスでは、その立地に配慮して、医務室を20時まで開室している。4月のオリエンテーション期間に、新入生向けの「保健センターガイダンス」で、医務室と学生相談室のサービスを説明している。年間を通じて、①心身の健康に関する講演会、②所轄警察署の生活安全防犯係を講師に招いた「身の安全のため」の講演会、③ストレス・コントロールの講義、④アロマセラピー講習、⑤ヨガ講習、⑥AED操作講習会、⑦麻疹調査、などを催し、学生の健康意識の向上に努めている。年に1回、「保健センター年報」を発行し、センターの活動の啓蒙にも注力している。

こころの健康に関しては、近年は「対人・心理」に関する相談が増加傾向にある。(資料4-11 p.9)。精神面の悩みが深刻な結果を招くことがあるため、関係事務部署と研究室が連携し、守秘義務を順守しながら、学生の人権尊重を第一に対応している。学生対応に直面する場面で生かせるように、教職員向けの『学生相談ハンドブック』(仮称)の作成を計画している。

ハラスメント防止については、「学生の基本的な人権の保障、個人の尊厳の確保、男女平等の実現を図り、健全な環境のもとで学習に専念できるようにする」ことを目的として、諸規程を制定している。これにより、①ハラスメントの防止対策(資料4-12)(資料4-13)(資料4-14)(資料4-15)、②ハラスメント問題の調査(資料4-16)、③全学的な相談窓口の設置と相談員の配置(資料4-17)などを担保している。平成25年度は、相談員を杉並キャンパスに7人(専任教員、事務職員、看護師で構成)、相模原キャンパスに6人(同左)を配置した。毎年、新入生に「ハラスメント対策に関する手引き」を配布している。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

キャリア支援センターが就職・進路支援機能を分掌している。就職・キャリアガイダンス、未内定者へ就職支援、進学指導などの系統を立てて、年間を通して各種プログラムや個人面談を提供している。

大きな特色として、「夏季学内ワークショップ」と年2回の「就職フェア」がある。夏季学内ワークショップは、現役デザイナーや有名企業の企画職の方を講師に招いて、一日で講義と演習に取り組む内容である。学生がグループ別に商品企画を立ててプレゼンテーションする講座や、デザイナーに指導を受けながら広告制作をする講座など、2日間で10講座程度を開講している。就職フェアは、主に芸術学部3年次生を対象に、企業のデザイナーや企画担当者を招いて、学生に人気の高い業界の「業界研究」をするものである(資料4-18)。

学内企業説明会では、2日間で約30社を大学へ招き、実際の採用選考につながるようにしている。うち1日は、履歴書・エントリーシート講座と模擬グループ面接講座を開き、採用選考での心構えのアドバイスや文章添削をしている。就職活動での重要なツールである「作品ポートフォリオ」の作成では、現役デザイナーを招いた作成講座を催し、少人数又は個別で講評を与える。

これらのほか、①ライティング・アドバイザーによる履歴書・エントリーシートの添削指導と文章の書き方講座、②SPI対策講座と模擬試験、③画像処理ソフト（Illustrator、Photoshop）講座と検定試験などを実施している。大学院生についても、芸術学部と同様に同センターが就職支援にあたっているが、学生の多くが作家・研究者志向であるため、ニーズはあまり高くない。

授業内では、芸術学部1年次前期の必修科目「基礎学習ゼミ」と選択科目「キャリア形成」で、女性の社会での自立や職業観の育成に力を入れている（資料4-5）（資料4-19）。

国際センターが、海外留学を支援している。協定海外留学や海外研修プログラムの説明会や海外留学ガイダンスを開催するとともに、冊子「海外留学ハンドブック」を発行し、留学システムや留学手続きの方法などを詳しく紹介している。外国語学習支援として、年間を通じて、「TOEFL 対策講座」「TOEFL 模擬試験」「TOEIC 模擬試験」「英会話講座」を定期的実施している（資料4-20）。

2. 点検・評価

公益財団法人大学基準協会が定める「大学基準」における基準6(学生支援)の充足状況

次のことから、大学基準を概ね充足している。①学生支援の組織として、教育支援センター、学生支援センター、国際センター、キャリア支援センターを置いている。教職員が連携して諸問題に対応できるように、各センターに専任教員を部長職で配置している、②保健センターでは専任教員がセンター長に就き、学生の心身両面の健康増進に努めている、③学生支援に関わる委員会として、学生支援委員会、国際交流委員会、ハラスメント防止対策委員会が活動している。芸術学部運営委員会と大学院運営委員会では、教育課程、入学者選抜制度、奨学金、就職、進路支援等に関する事項を総合的に審議することができる（資料4-21）（資料4-22）、④防災対策を通じて、学生の安全管理に努めている（資料4-23）（資料4-24）、⑤取り組み全般は、大学設置基準第42条と同42条の2の趣旨に沿っており、求められる要件を満たしている。

効果が上がっている事項

平成25年度に委員会制度を見直し、従来、教務委員会、学生支援委員会に分かれていた教学系委員会を統合して芸術学部運営委員会を新たに設置した。加えて、大学院、大学、短期大学部間で関連する教育活動を総合的に調整し、協議することを目的として、全学調整協議会を設けた（資料4-25）。この改善により、学生への修学支援、生活支援、進路支援全般の諸問題を、学園横断的に審議できるようになった。

「ボランティア・社会貢献および学外展覧会支援制度」では、申請件数が、平成23年度13件、平成24年度16件、平成25年度24件と年々増加し、学生の活発な自主的活動につながっている。

次の主な取り組みの成果が見られ、就職決定率が平成22年度から平成24年度にかけて上昇した（資料4-26 p.125）。①4月の学生生活オリエンテーションで、授業科目「キャリア形成」を新入生に紹介し、履修者数を増やした（資料4-27）、②芸術学部3年次生の希望者全員にキャリア支援センター職員が個別面談し、指導と助言をしている、③就職希

望者を対象に、業界別採用対策講座、模擬グループ面接講座、筆記試験対策講座など多数の支援活動をしている（資料 4-18）、④芸術学部 4 年次生で就職活動を継続している者に対して、年 4 回の就職活動確認ガイダンスを実施している。

改善すべき事項

補習・補充教育について、「ドローイングルーム」は相模原キャンパスのみに設置されており、芸術学部の一部の学科の利用に留まっている。経済的支援措置では、学生又はその保証人が自然災害等により甚大な被害を受けた場合に、授業料を減免できる恒常的な制度がない。外国人留学生への支援では、外国語での対応体制が十分ではない。

進路支援については、より多くの学生に講座等の意義と有用性を深く理解させ、参加につなげる方策が必要である。近年高まる保証人の就職への関心に対応するため、年 2 回「キャリア支援通信」を発行したり、年に 1 回、保証人（保護者）向け進路・就職説明会を開催したりしているが、さらなる工夫の余地がある。

3. 将来に向けた発展方策

効果が上がっている事項

平成 25 年度の委員会制度見直しにより、学生に関する諸問題を、学園横断的に共有して審議できるようになった。学生にとって望ましい支援を適切に実行することを第一に留意しながら、現行の制度を運用する。進路支援については、現行の取り組みを検証し、上昇している就職決定率を維持する。その方策として、授業科目「キャリア形成」の低学年履修者を増やして、入学後早い時期からマナー、自己分析力、職業観を身に付けさせるとともに、今後は、より実践的な内容を取り入れる。特に、文章力、筆記試験対応能力、模擬面接やグループディスカッションを活用したコミュニケーション力の強化を目指す。また、作品ポートフォリオの作成力を向上させ、学生の個性が反映された発想力をさらに伸ばすことにも取り組む。

改善すべき事項

「ドローイングルーム」は、設置から日が浅いため、学生と教職員の間であまり認知が進んでいない。芸術学部全学科での活用へ広げるために、①広報活動の強化、②より使い勝手のよいサービスを提供できる運営体制の構築、③杉並キャンパスでの開設の検討、を改善方策として掲げる。被災学生に対する授業料減免制度の導入を目指して、他大学での実施状況を調査し、大学の実情にあった制度を構築する。国際センターの運営では、韓国語を理解する職員を配置して、外国人留学生の多くを占める韓国人留学生へのサービスを向上させる。

進路支援では、低学年生が進路に関心を持つように、「卒業生を招いた座談会」の実施回数を増やし、その対象業界を拡充する。会には、起業家、作家、広告・デザイン、アパレル、玩具など、学生に人気の業界にいる卒業生と学生が、「働く現場」をめぐって率直に意見交換できる実践性を持たせる。ニケの会（保護者会）会合や大学ホームページなどを通じて、キャリア支援センターでの取り組みや実際の就職活動の事例などの情報を保証

人へ提供する機会を増やす。

4. 根拠資料

- 資料 4-1 中期事業方針
- 資料 4-2 教職員行動規範（既出 資料 3-2）
- 資料 4-3 平成 25 年度オリエンテーション日程表
- 資料 4-4 『大学案内 2014』（既出 資料 1-1）
- 資料 4-5 平成 25 年度授業科目「基礎学習ゼミ」シラバス（既出 資料 1-17）
- 資料 4-6 ティーチング・アシスタント規程
- 資料 4-7 女子美術大学・女子美術大学短期大学部私費外国人留学生授業料減免規程
- 資料 4-8 私費外国人留学生の舎費減免に関する規程
- 資料 4-9 『女子美データ 2012』（既出 資料 2-6）
- 資料 4-10 女子美術大学・女子美術大学短期大学部保健センター規程
- 資料 4-11 『保健センター年報 No. 12』
- 資料 4-12 ハラスメントの防止に関する規程
- 資料 4-13 ハラスメント防止対策委員会規程
- 資料 4-14 セクシュアル・ハラスメント防止等に関する指針
- 資料 4-15 『ハラスメントのないキャンパスを目指して』—ハラスメント対策に関する手引き（教職員用）—
- 資料 4-16 ハラスメント調査委員会内規
- 資料 4-17 ハラスメント相談窓口取扱内規
- 資料 4-18 平成 24 年度進路支援活動内容と参加学生数
- 資料 4-19 平成 25 年度授業科目「キャリア形成」シラバス
- 資料 4-20 『海外留学ハンドブック 2013』
- 資料 4-21 芸術学部運営委員会規程（既出 資料 3-8）
- 資料 4-22 大学院運営委員会内規（既出 資料 3-11）
- 資料 4-23 学校法人女子美術大学防災規程
- 資料 4-24 自衛消防活動対策規程
- 資料 4-25 全学調整協議会内規
- 資料 4-26 『女子美データ 2012』（既出 資料 2-6）
- 資料 4-27 平成 22～24 年度授業科目「キャリア形成」年度別履修者数

第5章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

産・学・官等との連携の方針の明示

地域社会・国際社会への協力量針の明示

「社会連携活動ポリシー」の中で、社会連携活動に取り組むための基本方針として、次の2点を明示している（資料 5-1）。その実現に向けて、地域連携推進委員会規程と地域連携推進室規程に基づいて、地域連携推進委員会が地域連携活動の推進に係る基本方針や重要事項を審議・決定し、地域連携推進室が活動情報を一元的に収集・管理して部署間調整を図る体制を取っている（資料 5-2）（資料 5-3）。

「社会連携活動ポリシー」における 社会連携活動に取り組むための基本方針

- ① 学生に対し、授業で学んだ美術・デザイン分野の専門知識と技術を実践的に活用する学習機会を提供することにより、産業の発展と文化の向上に幅広く貢献できる人材を育成すること。
- ② 本法人の教育・研究活動の成果を積極的に社会に還元することにより産業の発展と文化の向上に貢献すること。

国際化においては、次の「国際化の基本方針」に基づいて、国際社会との連携・協力を進展させている（資料 5-4）。

国際化の基本方針

社会のさまざまな場面で国境を越えた人や物・情報の移動が日常化している現在、大学にとって国際化は重要な課題の一つである。本学はこれまで、広州美術学院（中国）およびバーミンガム・アート・デザイン学院（英国）との学術交流協定に基づく交流を軸として、実質的な人的交流を第一に考え着実に国際交流を進めてきたが、今後、さらなる国際化を推進するため、ここに基本方針を策定する。

大学の国際化とは、大学のありようを日本国内のみならず世界という文脈の中でとらえることである。本学においても、教育・研究・運営等のあらゆる場面において、「日本の中の女子美」だけではなく「世界の中の女子美」という視点を持つことが求められる。

大学の国際化の主眼は、国際的な視野を身につけた人材の育成にあるが、これは外

国で活躍できるということのみを意味するのではない。国際化の最大の意義は、異文化に接することで相互理解が進み、多様性を理解し個性を尊重する態度が養われること、そして自文化に対する異なった視点を知ることで自文化が持つ意義を見直すとともに、多角的な視点を得て視野を広げることにある。

創立以来の女子に対する美術教育の伝統を有する本学では、学生がのびのびと制作活動を行いながら自己と向き合い、個性を伸ばしているが、このような本学学生の持つ独創性・自主性をいっそう引き出すうえで国際化が果たす役割は非常に大きい。そして、このような人材を国内外に輩出していくことは、本学が世界の文化・芸術の発展に対して行いうる大きな貢献の一つである。

上記の観点に立って本学の国際化を推進するため、以下の事項を重点的に進める。

1. 大学間交流の促進

学術交流協定の締結による包括的な交流をさらに拡大していくとともに、各研究室・部局単位の継続的な交流や、各種イベント等の単発的な交流についても、全学的な国際交流の一部として位置づける。

2. 留学生の積極的受け入れ

留学生を受け入れることによって、本学の教育成果が国内外にもたらされると同時に、留学生の存在そのものが学内において日常的な異文化間交流をもたらし、留学生と日本人学生の双方の人間形成にとって有益である。このことを踏まえ、海外からの留学生を積極的に受け入れる。

3. 海外からの教員の受け入れ

外国人や国際的に活躍する日本人などを、教員として積極的に受け入れる。

4. 情報発信の充実

本学の教育・研究成果を世界へ発信することによって学術・文化の発展に寄与すると同時に、世界各地の研究者との学術交流が深まり、教育・研究がいっそう充実したものとなることが期待される。広報等を通じた国内外への情報発信に積極的に取り組む。

5. 国際化に対応した制度および支援体制の整備

学内の諸制度において、国際的な互換性の高い制度を整備する。国際交流委員会は、そのための具体的な提言を継続的に行う。また、留学・海外研修・共同研究など、本学の学生・教職員が国際的に活動するための支援体制を強化する。国際交流センターを、国際化を支援するための拠点と位置づけ、各研究室、委員会、部局との連携をはかっていく。

以上

これらの方針に基づいて、次のとおり到達目標を定めている。

地域、産業界、高等教育機関、研究機関、地方公共団体等との間で社会連携・協力を事業を行う。地域連携・貢献にあたっては、地域連携推進室を設置して諸業務を遂行する。産業界との結びつきを強化し、企業との共同研究や企業からの受託研究を実施する。生涯学習については、「アート・セミナー」を中核とした学習環境を提供するほか、大学の諸資源を積極的に公開して、造形芸術を社会普及する。国際社会との関係

では、海外協定校を増やして相手国・地域の人材養成と芸術文化の発展に寄与するほか、学生の海外留学の機会を拡充する。また、アジア圏からの外国人留学生の受け入れを促進する。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動 学外組織との連携協力による教育研究の推進 地域交流・国際交流事業への積極的参加

(ア) 女子美術大学美術館の取り組み

教育理念に則り、教育、研究並びに博物館法に定める大学付属博物館としての活動と社会に対する普及活動を行うことを目的として、美術館を設置している(資料 5-5)。活動方針として、①女性による美術制作の発表に重点を置いた活動を行なう、②本学の美術教育・研究の成果を公開し、展示する、③世界の美術情報の受信機能と発信機能を拡充する、④市民とふれあいを深め、地域の美術振興に貢献する、の4点を掲げ、公表している(資料 5-6)。活動内容としては、①美術資料の調査研究、②美術資料の収集、③美術資料の展示、④美術に関する普及活動、⑤授業との連携、⑥その他必要なこと、を定めている。収蔵品は、学生の優秀作品、教員作品、卒業生作品など、大学にゆかりのある作家の作品を中心とし、平成 21 年度に収蔵した「女子美染織コレクション」(旧カネボウコレクション)の染織品約 12,000 点は日本有数の規模を持つ。収蔵品を大学ホームページで公開し、文化庁の「文化遺産オンライン」ともリンクさせ、広く社会へ公開して、社会貢献に寄与している。この他にも、各地の美術館や博物館への作品や画像の貸出、学外研究者の特別観覧や調査への協力、研究生の受け入れ、施設見学の受け入れ、他大学の授業協力を行っている。

・女子美アートミュージアム

美術館が管轄する展示施設「女子美アートミュージアム」は、相模原キャンパスに所在する。展示スペースとして、資料展示室、特別展示室及びロビーラウンジがある。開催する展覧会は、女子美術大学美術館運営委員会が内容を審議の上、立案している(資料 5-7)。教育研究の成果を公表する展示として、①収蔵作品展、②大学院修了制作作品展、③博士後期課程修了作品審査公開展覧会、④定年退職教員作品展、⑤女子美染織コレクション展、⑥学生の企画展、⑦専任教員の企画展、⑧大学の歴史資料研究成果発表展、⑨一般社団法人女子美術大学同窓会の企画展がある。学芸員による展覧会解説や展覧会に因んだワークショップ、講演会、シンポジウムを関連イベントとして開催しているほか、一般来場者にも美術・芸術が身近に感じられるように、小学生向け、中・高校生向け、学生・成人向けなどのイベントも企画し、来館しやすい環境作りに努めている(資料 5-8)。平成 24 年度の入館者数は、17,822 人であった。

・女子美ギャラリーニケ

美術館が管轄する展示施設「女子美ガレリアニケ」は、杉並キャンパスに所在し、「女子美アートミュージアム」と同様の管理体制の下にある。1号館1階に設置され、キャンパス利用方針である「社会とつながる杉並キャンパス」を運営テーマとして、地域の芸術振興に務めている（資料 5-9）。生涯学習講座に位置づけている「アート・セミナー」の受講者の作品展覧会も開催し、生涯教育を支援している。平成 24 年度の入館者数は、12,568 人であった。

（イ）女子美オープンカレッジセンターの取り組み

女子美オープンカレッジセンターは、平成 2 年度から神奈川県相模原市と同座間市と共催する「市民大学」並びに昭和 60 年度から東京都杉並区と共催する「杉並区大学公開講座」の運営を統括している（資料 5-10）。いずれも 20 年以上にわたって広く市民及び区民に親しまれ、地域に定着した講座である（資料 5-11）（資料 5-12）（資料 5-13）。単独主催事業としては、一般の方を対象にした美術・デザイン公開講座「アート・セミナー」を実施している（資料 5-14）（資料 5-15）。

（ウ）女子美術大学歴史資料展示室の取り組み

歴史資料展示室は、学内外の利用者に自校史を伝える場を目指すことを公表している（資料 5-16）。学校法人女子美術大学歴史資料整備委員会が活動内容や企画展示を審議・立案し、歴史資料室が運営している（資料 5-17）。学外者も予約不要で自由に入室できる。大学の歴史的資料を実際に見ることで、日本の近代美術の歴史や美術を学ぶ女性の変遷などを理解できる機会を社会へ提供している。平成 24 年度の入室者数は、2,636 人であった。

（エ）地方自治体との連携

・東京都杉並区との連携事業

杉並区との間での「杉並区と区内高等教育機関との連携事業に関する包括協定」は、本学を含む杉並区内所在の高等教育機関と杉並区が教育、文化、まちづくり等の分野で相互に連携し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的としている（資料 5-18）。この協定に基づいて、「杉並区とのデザインに係る連携協働に関する協定」も締結した（資料 5-19）。平成 24 年度は、①「杉並区文化芸術活動助成事業」ロゴマーク制作、②杉並区議会ロゴ制作、③杉並区ポスターデザインの連携事業を実施した。これらのほか、定例事業として、杉並区役所区民ギャラリーでの大学関係者作品展覧会（年 1 回）、杉並区マイバッグ推進連絡会加盟団体としての活動（通年）、杉並区図書館ネットワーク加盟団体としての活動（通年）等が挙げられる。

・神奈川県相模原市との連携事業

相模原市との間で、「相模原市との文化促進協定」を締結している（資料 5-20）。同市は、女子美アートミュージアムを市民が広く芸術に親しめる拠点と位置づけ、同館での事業に関する情報を市民に広報している。この協定に基づいて、両者は、普段から芸術文化の普及啓発に相互協力している。平成 24 年度の連携事業として、相模原市南区インフォ

メーションボックスウインドディスプレイ展示、相模原市立市民・大学交流センター絵画等展示、相模原市立市民健康文化センター絵画展示がある。

・千葉県佐倉市との連携事業

佐倉市との間で、「佐倉市との連携協働に関する協定」を締結している（資料 5-21）。佐倉市は、初代校主・第2代校長を務めた佐藤志津とゆかりの深い土地で、両者が教育、文化、まちづくり等の分野で相互に連携し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。これに基づく連携事業として、平成 24 年度は、①「JOSHIBI ワークショップ もの・ものストーリーブック」の開催、②「さくら☆フェスタ 変わろう女と男 2012」に対する協力を実施した。

(オ) 他美術館との連携

「韮崎大村美術館との相互協力協定」を締結している（資料 5-22）。山梨県韮崎市に所在する同館は、女流画家の作品を中心に収集し、本学卒業生作家の作品も多数収蔵されている。収蔵品の相互貸出などで連携し、平成 25 年度には、同館収蔵の女性作家の作品で構成した展覧会「韮崎大村美術館収蔵作品展—女流画家の歩み—」を女子美アートミュージアムで開催し、女流画家の黎明期から現在までを社会に紹介した（資料 5-23）。

(カ) 他大学との連携

次の4大学との間で協定を締結し、教育・学術交流における相互連携や協力を推進している。「東京理科大学との連携協力に関する基本協定」（資料 5-24）、「沖縄県立芸術大学との教育・学術交流に関する協定」（資料 5-25）、「東京工業大学大学院総合理工学研究科との連携・協力に関する協定」（資料 5-26）「学校法人女子美術大学と学校法人北里研究所との連携・協力に関する協定書」（資料 5-27）

(キ) 高等学校との連携

相互交流により高校生の進路意識や学習意欲を高め、高校教育と大学教育の活性化を図ることを目的として、次の8校の高等学校との間で「教育交流に関する協定」又は「教育連携推進に関する協定」を交わしている。女子美術大学附属高等学校（資料 5-28）、新渡戸文化高等学校（資料 5-29）、神奈川県立横浜桜陽高等学校（資料 5-30）、神奈川県立湘南台高等学校（資料 5-31）、神奈川県立弥栄高等学校（資料 5-32）、神奈川県立相武台高等学校・同新磯高等学校（資料 5-33）、高木学園女子高等学校（資料 5-34）

(ク) 企業・団体との連携

平成 24 年度の企業・団体からの受託研究件数は、15 件であった（資料 5-35）。主な研究課題は、①陸前高田文化財修理（岩手県陸前高田市）、②えどがわ伝統工芸産学プロジェクト展示会プロデュース（東京都江戸川区）、③簡易トイレデザイン開発（大和システム株式会社）、④エコ岩絵の具の開発・製造（株式会社喜屋）⑤アイヌ衣装修理（東京国立博物館）などである（カッコ内は相手機関）。

相模原市の中小企業の振興と企業家支援を目的に設立された団体「さがみはら産業創造

センター」との間で「ヒューマンデザイン開発支援事業に関する協定」を締結している（資料 5-36）。

（ケ） その他の学外組織との連携

平成 24 年度の実績として、日本フィルハーモニー交響楽団（杉並区）夏休み子供絵画コンテスト審査への協力、高円寺商店街（杉並区）街づくりの場整備事業にかかる受託事業、第 5 回 EDO ART EXPO への参加などがある。

（コ） 地域交流

平成 15 年度以降、女子美アートミュージアムを展覧会「造形さがみ風っ子展」の会場として継続提供している。本展は相模原市教育委員会が主催し、同市全域の小学生、中学生の美術の授業の成果作品を公開展示するもので、平成 24 年度は、4,030 人の来場者を迎えた（資料 5-37）。同市内の小・中学校美術科教員、学芸員、美術館員が展示協力する体制をとっているため、美術科教員を志望する学生にとっては、現役の教員や児童・生徒らと直接意見交換し、触れ合う、教育実践の場にもなっている。例年、同展と大学の学園祭は同日開催であるため、来場者（主に小・中学生やその保護者）は、会場内の作品だけでなく、学内随所で展示されている本学学生の作品も合わせて見学できる。

（サ） 国際交流

・ 大学間交流

平成 25 年 7 月現在、世界 10 カ国・地域の 12 大学との間で学術交流協定を締結している（資料 5-38）。学生交流の柱は、協定海外留学（受入れと送出し）と海外研修プログラムである（資料 5-39）。特に、海外研修プログラムは、英米豪の協定校の教員や現地芸術家の指導の下で作品数点を制作する、ユニークな取り組みである（資料 5-40）（資料 5-41）。近年の教員・研究者交流では、国立台湾芸術大学との教員学生作品交換展・講話会・ギャラリートーク（平成 24 年度本学で開催）、中国・上海交通大学海派文化研究所との教員作品交流展（平成 25 年度本学で開催）、豪州・グリフィス大学教員企画による「環太平洋版画交流展」への教員出品と本学での日本巡回展の開催（平成 25 年度）などの実績がある。

・ 国内外の高校生の国際理解を促進する活動

日本・中国・韓国の高校生の美術・デザイン分野における才能の発掘を通じて、未来のアジア発若手芸術家を育成し、国際芸術交流を促進することを目的として、3 カ国の高校生を対象とした国際公募展「アジア高校生アートアワード」を実施している（資料 5-42）。絵画、鉛筆デッサン、デザインの 3 部門で構成され、本学と韓国・中国の協定校 2 校が共催する。平成 25 年度の第 1 回大会では、3 カ国から 1,180 点の応募作品があった。各国の上位入賞者を招く授賞式では、東京都内美術施設見学ツアーも用意し、アジアの高校生が日本の美術・デザイン分野の高等教育や日本の「今」のアートシーンを深く理解できる機会を提供している。

・ 中国での学術交流活動

中国の教育研究機関との学術交流のための情報収集、協定締結、交流事業の推進を図ることを目的として、北京に「女子美術大学中国代表事務所」を設置している（資料 5-43）。業務委託会社の中国人社員 1 人が常駐し、中国内からの問い合わせに対応するほか、中国版ツイッターと言われる「微博（ウェイボー）」の大学サイトで、設置目的に関する情報や日本の美術・デザイン事情などを中国語で発信している（資料 5-44）。一方、上海の芸術施設集積地区内に「女子美アートギャラリー上海」を設置し、教員や大学ゆかりの若手作家の作品の展覧会を、年間を通じて開催している（資料 5-45）（資料 5-46）。中国内に代表事務所と作品展示施設を有する美術大学は、日本では本学が唯一であり、中国における日本芸術・文化の発信と両国の相互理解に大きな役割を果たしている。

・海外で活躍できる人材の育成

「100 周年記念大村文子基金」では、世界レベルでの作品制作や研究活動を奨励するために、優れた実績が認められる卒業生や在學生（本学卒業後在学中の大学院生）を最長 1 年間欧州へ派遣する褒賞プログラムを実施している（資料 5-47 p. 172）。受賞者には、国際的視野と見識を持った作家・研究者として活躍し、国際交流を牽引することが期待されている。「女子美パリ賞」は、受賞者に、フランス・パリにある「国際芸術都市」のアトリエの利用資格と副賞 100 万円を授与する。「女子美ミラノ賞」は、受賞者に、イタリア・ミラノにある大学借上げの宿舎の利用資格と副賞 100 万円を授与する。平成 20 年度から平成 24 年度までの間に、総勢 14 人を派遣した（資料 5-48）。

・外国人留學生の受け入れ

平成 25 年度は、芸術学部の外国人留學生（在留資格「留学」の者）は 65 人で、在學生に占める比率は 2.5%である。大学院の外国人留學生（在留資格「留学」の者）は 27 人で、在學生に占める比率は 22%である（資料 5-49）。

・多言語での情報発信

「外国語による大学案内」と大学ホームページでは、韓国語、中国語（簡体字）（繁体字）、英語の 3 つの外国語を採用し、より広範な外国人へ大学の教育研究活動を伝えられるようにしている（資料 5-50）（資料 5-51）。特に、韓国語ホームページは、外国人留學生と国際センターの合同チームが編集し、日本留学希望者の視点に合わせたコンテンツを提供している。

・国際社会への支援

独立行政法人国際協力機構と独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所からの要請を受け、大エジプト博物館保存修復センターの専門家育成プログラムやイラク国立博物館保存修復家の育成プログラムの中で美術館の施設を提供し、学芸員による指導を実施している（資料 5-52）。この他、①刺繍・染織分野の専門的助言を与えるために、教員をアルメニアへ派遣、②学生プロジェクト「糸むす」を通じたセルビア難民の生活自立支援などがある。

2. 点検・評価

公益財団法人大学基準協会が定める「大学基準」における基準8(社会連携・社会貢献)の充足状況

次のことから、大学基準を充足している。①「社会連携活動ポリシー」に基づいて、美術大学の特性であるアートとデザインの力を生かした連携事業を推進している。事業から得られた成果を教育へフィードバックし、学生への教育効果の向上に努めるとともに、大学の社会的な責任を果たしている、②「国際化の基本方針」に沿って国際交流活動に取り組んでいる、③取り組み全般は、教育基本法第7条、学校教育法第83条、同第107条の趣旨に沿っており、求められる要件を満たしている。

効果が上がっている事項

相模原市・座間市と共催する「市民大学」は講座定員を満たしており、受講者数は安定している(資料5-13)。長年にわたり開講してきたことで、教育研究成果の地域への還元と認知度が向上していると判断する。地域社会との交流については、特に、「造形さがみ風っ子展」を通じて、相模原市内の小・中学校美術科教員との間で相互信頼と協力の関係が成り立っている。

美術館収蔵品の柱の一つである「女子美染織コレクション」では、学芸員が調査研究の成果を学会発表や大学紀要で継続して公表しており、日本各地の美術館から作品借用依頼や調査協力依頼が増えている(資料5-53)(資料5-54)。学外研究者による同コレクション調査の内容や結果は大学に還元され、研究成果の蓄積につながっている。

国際公募展「アジア高校生アートアワード」は、我が国と隣国間の未来志向の外交や文化交流をさらに強固にする役割を担っている。韓国と中国の高校生は作品出品を契機に本学の教育研究内容を知るようになり、その中で伝統美術からデザイン、アニメ、マンガ、ファッションまでの幅広い我が国の造形芸術への認知が進み、「日本の理解者」になっている。

改善すべき事項

「アート・セミナー」は、近年参加者数が減少傾向にあり、女子美オープンカレッジセンター運営委員会で対応策を検討している。将来に向けて持続的に実施できるように、時代に即した社会のニーズ、学園広報、収支バランスに配慮した新たな体制づくりに取り組む。

従来、地域連携事業は部局単位で実施され、大学全体としての一元的な把握と管理の視点がやや欠けていた。これを改善するために、平成25年度に取り入れた「地域連携推進委員会と地域連携推進室による取組体制」は、端緒についたばかりである。地域連携事業はその対象が広範であり、案件数は増加傾向にあることを踏まえ、その目指す体制の確立に向けて、これから実質化を図る必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

効果が上がっている事項

国際公募展「アジア高校生アートアワード」を今後も定期開催し、その参加者数を増やしていく。その方策として、中国・広州美術学院（協定校）を共催団体もしくはそれに準じた関与団体として迎えて運営基盤を強化し、主要な広報促進地域を北京・上海・広州の三大都市圏とその周辺地域へ拡大する。

改善すべき事項

「地域連携推進委員会と地域連携推進室による取組体制」をより実質化するために、他部署を兼務し分散している同室員の担当案件を集約して一覽的に「見える」化して、各種連携事業の基礎情報、実施状況、実施結果、次の行動へ向けた課題、他案件に役立つ教訓や助言などを関係者が共有できる方策を導入する。

4. 根拠資料

- 資料 5-1 社会連携活動ポリシー
- 資料 5-2 地域連携推進委員会規程
- 資料 5-3 地域連携推進室規程
- 資料 5-4 国際化の基本方針
- 資料 5-5 女子美術大学美術館規程（既出 資料 2-7）
- 資料 5-6 女子美術大学美術館リーフレット
- 資料 5-7 女子美術大学美術館運営委員会内規
- 資料 5-8 平成 20～24 年度展覧会関連イベントの実施状況
- 資料 5-9 女子美ギャラリーニケリーフレット
- 資料 5-10 女子美オープンカレッジセンター規程（既出 資料 2-8）
- 資料 5-11 平成 24 年度市民大学パンフレット
- 資料 5-12 平成 24 年度杉並区大学公開講座パンフレット
- 資料 5-13 平成 20～24 年度市民大学及び杉並区大学公開講座の内容と受講者数一覽
- 資料 5-14 平成 24 年度アート・セミナーパンフレット
- 資料 5-15 平成 20～24 年度アート・セミナー開講講座の内容と受講者数一覽
- 資料 5-16 女子美術大学歴史資料展示室リーフレット
- 資料 5-17 学校法人女子美術大学歴史資料整備委員会規程
- 資料 5-18 杉並区と区内高等教育機関との連携事業に関する包括協定書
- 資料 5-19 杉並区とのデザインに係る連携協働に関する協定
- 資料 5-20 相模原市との文化促進協定
- 資料 5-21 佐倉市との連携協働に関する協定
- 資料 5-22 蕪崎大村美術館との相互協力協定
- 資料 5-23 「蕪崎大村美術館収蔵作品展—女流画家の歩み—」パンフレット
- 資料 5-24 東京理科大学との連携協力に関する基本協定
- 資料 5-25 沖縄県立芸術大学との教育・学術交流に関する協定
- 資料 5-26 東京工業大学大学院総合理工学研究科との連携・協力に関する協定
- 資料 5-27 学校法人女子美術大学と学校法人北里研究所との連携・協力に関する協定

- 書
- 資料 5-28 女子美術大学と女子美術大学附属高等学校との教育交流に関する協定書
- 資料 5-29 女子美術大学と東京文化高等学校（現新渡戸文化高等学校）との教育交流に関する協定書
- 資料 5-30 女子美術大学と神奈川県立横浜桜陽高等学校との教育交流に関する協定書
- 資料 5-31 女子美術大学と神奈川県立湘南台高等学校との教育交流に関する協定書
- 資料 5-32 女子美術大学と神奈川県立弥栄高等学校との教育交流に関する協定書
- 資料 5-33 女子美術大学と神奈川県立相武台高等学校・同新磯高等学校との教育連携推進に関する協定
- 資料 5-34 女子美術大学と高木学園女子高等学校との教育交流に関する協定書
- 資料 5-35 平成 24 年度受託研究活動状況
- 資料 5-36 さがみはら産業創造センター（S I C）とのヒューマンデザイン開発支援事業に関する協定
- 資料 5-37 「造形さがみ風っ子展」パンフレット
- 資料 5-38 学術交流協定校一覧
- 資料 5-39 平成 20～24 年度協定海外留学（受入れと送出し）及び海外研修プログラム実施状況
- 資料 5-40 平成 24 年度「海外サマー・スクール」募集要項
- 資料 5-41 平成 24 年度「海外スプリング・スクール」募集要項
- 資料 5-42 「アジア高校生アートアワード」募集要項
- 資料 5-43 受託契約書「独立行政法人日本学術振興会海外研究連絡センターにおいて実施する我が国の大学等の海外活動展開に関する協力・支援」
- 資料 5-44 「微博（ウェイボー）」大学サイトのトップページコピー
- 資料 5-45 女子美アートギャラリー上海リーフレット
- 資料 5-46 平成 24 年度女子美アートギャラリー上海活動状況と来場者数一覧
- 資料 5-47 『大学案内 2014』（既出 資料 1-1）
- 資料 5-48 平成 20～24 年度女子美パリ賞、女子美ミラノ賞受賞者の派遣状況
- 資料 5-49 平成 20～24 年度国籍別外国人留学生数一覧
- 資料 5-50 「外国語による大学案内」韓国語、中国語（簡体字）（繁体字）、英語各版
- 資料 5-51 大学ホームページ URL
 韓国語ページ
<http://korean.itn-joshihi.jp/>
 中国語（簡体字）ページ
<http://www.joshihi.ac.jp/chinese>
 中国語（繁体字）ページ
<http://www.joshihi.ac.jp/formosan>
 英語ページ
<http://www.joshihi.ac.jp/english>
- 資料 5-52 大エジプト博物館保存修復センターの専門家育成プログラム及びイラク

国立博物館保存修復家の育成プログラムへの支援状況

資料 5-53 平成 20～24 年度「女子美染織コレクション」に関する調査研究の成果公表状況

資料 5-54 平成 20～24 年度「女子美染織コレクション」に関する作品借用依頼及び調査協力依頼状況

終 章

平成22年度から芸術学部を3学科体制へ改組し、平成25年度にその完成年度を迎えた。一つの区切りに立つ今、新教育体制は3つの建学の精神に深く依拠し、それらと強く連繫する芸術学部の教育理念及び各学科の教育目標は、概ね達成されている。

まず「芸術による女性の自立」については、①女性の社会での自立や職業観の育成に力点を置いた授業科目の開設と学生へ履修を呼びかける積極的なアプローチ、②企業・団体等への美術・デザイン専門職としての就職から専門性に立脚した起業・作家活動までの幅広くきめ細やかなキャリア支援の取り組み、③女子美術大学美術教育研究会や学生デザインルームに見られる、実践性と現実感を伴うキャリア形成を意図した正課外活動の積極的な推進、などにより、具体的な形で経済的・精神的に自立した女性の育成を実現している。

2つ目の「女性の社会的地位の向上」については、上記の「芸術による女性の自立」と密接に関係する。つまり、本学の教育を受けた卒業生が、就労・起業や作家活動において、社会から公正な認知と評価を受けることによって、向上の成果がもたらされると言えよう。本学卒業生の社会での活躍の様子は第1章に記述したとおりであるが、新3学科はその長年の伝統と実績に拠って立つものであり、自立による女性の地位の向上と女性の社会参画の拡大に貢献するものと思料する。

3つ目の「専門の技術家・美術教師の養成」については、この精神を基盤に開設した美術学科美術教育専攻や本学独自の教育研究領域である刺繍分野とヒーリング表現領域をはじめとする各専攻・領域において、各々の表現特性と技法に応じて専門性の高い人材養成に努めている。

新教育体制とカリキュラムによる教育成果は、社会に受け入れられた卒業生の評価を含めて、今後の数年間の実績とそれへの自己点検・評価により、やがて明らかになる。それだけに、「誕生期」と「成長期」のはざまにある今が、将来の本学の教育研究活動の成否を分ける重要な時期である。未来へ続く発展に向けて、とりわけ強化すべきことは、現状に決して甘んじることなく、刻々と変化する社会と芸術の動向や要請にうまく対応した教育研究を推進することである。これを実現するには、10の「大学基準」を充足することを必要最低限とした上で、特に、魅力と実績を兼ね備えた熱意ある教員、教育と学生生活の質の向上を支える職員とサービス体制、大学構成員が安全・安心・快適に過ごせる施設・設備、及び堅実な財政基盤が重層的に不可欠である。平成25年には、「学生確保対策プロジェクト」を編成し、次世代への対応に向けて、教職員が協働してこれらの項目に取り組むための具体的方策を示し、理事会へ提言した。理事会の承認を経て、現在、すでに着手・進行している項目も多くある。

今回の自己点検・評価を通じて、PDCAサイクルは大学の現姿を映す「鏡」であることを改めて認識するに至った。自らの「強み」や「特長」をさらに伸長させ、「弱み」を改善し、「不足」を補う不断の改革を進めていくことを強く決意するとともに、本学の根幹的使命である「女性の自立」のさらなる実現を果たしていきたい。